

障害者福祉のしおり

令和 7 年度版



周南市福祉事務所

目 次

第1章 障害者手帳

I 身体障害者手帳	1
1 身体障害者福祉法の趣旨	1
2 身体障害者の範囲	1
3 身体障害者手帳の申請手続き	1
4 本市における身体障害者手帳交付状況	2
5 別表（身体障害者障害程度等級表）	3
II 療育手帳	7
1 知的障害者福祉法の趣旨	7
2 知的障害者の範囲	7
3 療育手帳の申請手続き	7
4 本市における療育手帳交付状況	8
III 精神障害者保健福祉手帳	9
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的	9
2 精神障害者の範囲	9
3 精神障害者保健福祉手帳の申請手続き	9
4 本市における精神障害者保健福祉手帳交付状況	9

第2章 相談の窓口

1 本市における福祉関係の事務分掌	10
2 相談支援センター	11
3 山口県身体障害者更生相談所	11
4 山口県知的障害者更生相談所	11
5 山口県周南児童相談所	11
6 精神科救急情報センター（こころの救急電話相談）	11
7 高次脳機能障害支援センター	12
8 山口県周南健康福祉センター（周南環境保健所）	12
9 山口労働局徳山公共職業安定所（ハローワーク徳山） 下松公共職業安定所（ハローワーク下松）	12
10 山口障害者職業センター	12
11 山口県聴覚障害者情報センター	12
12 点字図書館	12
13 山口県身体障害者福祉センター	13
14 税務関係機関	13
15 徳山年金事務所	13
16 障害者相談員、民生委員・児童委員	13
17 障害者就業・生活支援センター	14

18	山口県発達障害者支援センター	14
----	----------------	----

第3章 障害福祉サービス 障害児通所支援・計画相談支援

1	障害福祉サービス	15
2	障害児通所支援	16
3	計画相談支援	16
4	利用までの流れ	17
5	負担額（原則）	18
6	相談と申請の窓口	18
7	事業者一覧	19

第4章 地域生活支援事業とその他のサービス

I	地域生活支援事業の概要	26
II	事業と内容	26
1	相談支援事業	26
2	意思疎通支援事業	26
ア	手話通訳者の設置事業	26
イ	手話通訳者の派遣事業	26
ウ	要約筆記者の派遣事業	26
3	日常生活用具の給付事業	27
4	移動支援事業	27
5	地域活動支援センター事業	27
6	日中一時支援事業	28
	日帰りショートステイ事業	
7	療育専門職員招へい事業	29
8	身体障害者訪問入浴サービス事業	29
9	点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業	29
10	手話奉仕員養成事業	30
11	点字広報・声の広報発行事業	30
III	地域生活支援事業以外の事業	30
1	療育訓練参加促進事業	30
2	身体障害者福祉電話設置事業	30
3	NET119緊急通報システム	30
4	災害避難時等着用ベスト	31

第5章 各種医療制度

I	自立支援医療	32
II	重度心身障害者医療	33

Ⅲ 重度の障害者等に対する後期高齢者医療	34
----------------------	----

第6章 補装具・日常生活用具

Ⅰ 補装具	35
Ⅱ 日常生活用具	36
Ⅲ 難聴児補聴器購入費等助成事業	36
別表 日常生活用具	37

第7章 職業訓練・雇用の促進

1 障害者職業能力開発校	43
2 職場適応訓練	43
3 山口障害者職業センター	43
4 障害者就業・生活支援センター	43

第8章 住宅環境

1 公営住宅の優遇措置等	44
--------------	----

第9章 自動車

1 障害者自動車運転免許取得助成事業	45
2 障害者用自動車改造費助成事業	46
3 駐車禁止除外指定車標章	46
4 身体障害者マーク（四つ葉マーク）	47
5 聴覚障害者マーク（蝶のマーク）	47
6 自動車税・軽自動車税の減免	47
7 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	47

第10章 手当・年金

1 障害児福祉手当	49
2 重度心身障害児福祉手当	50
3 特別児童扶養手当	50
4 特別障害者手当	52
5 障害基礎年金	53
6 児童扶養手当	56
7 心身障害者扶養共済制度	58

第11章 交通手段の割引等

1 福祉タクシー券の交付	61
2 福祉車両のあるタクシー事業所	61
3 JR旅客運賃の割引	62

4	J Rジパング倶楽部特別会員	62
5	県内バス運賃の割引	63
6	乗船運賃の割引	63
7	航空旅客運賃の割引	63
8	有料道路通行料金割引	63

第12章 公共料金の割引等

1	NHK放送受信料の減免	65
2	NTT番号案内の無料	65
3	携帯電話の割引サービス	66

第13章 税金の控除等

1	税金の控除	67
2	税金の非課税	68
3	税金の減免	68

第14章 貸付金一覧

第15章 難病患者福祉

1	障害者総合支援法における難病とは	72
2	障害者総合支援法の対象範囲	72
3	医療費の助成	72
4	障害福祉サービス等の給付	72
	障害者総合支援法の対象疾病一覧表	73

第16章 小児慢性特定疾病福祉

1	小児慢性特定疾病とは	78
2	対象となる疾患群	78
3	医療費の助成	78
4	日常生活用具の給付	78

第17章 社会参加の促進

1	障害者スポーツ大会	80
2	障害者団体	80
3	ボランティア団体（社会福祉協議会登録団体）	80

第1章 障害者手帳

I 身体障害者手帳

1 身体障害者福祉法の趣旨

身体障害者福祉法において、身体障害者とは、「身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた」者と定義されています。

この法律の目的は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ること」です。

また、この法律には、「すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。」とも明記されています。

なお、身体上の障害がある18歳未満の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害児と呼ばれます。

2 身体障害者の範囲

この法律が対象としている身体障害者の範囲は、別表（P.3～P.6）にあるとおりです。ここでは1級から7級までの障害が掲げてありますが、1つだけの障害で7級該当の人は手帳の交付対象になりません。

3 身体障害者手帳の申請手続き

（1）必要なもの

○申請書

○診断書（所定の様式により指定医師が診断したもの）

※申請書、医師の診断書等の様式は窓口にあります。

○写真（縦4 cm、横3 cm 脱帽して上半身を写したもの）3枚

○健康保険資格情報が確認できるもの

（資格確認書など 又は マイナポータルで健康保険資格情報が確認できる画面を提示）

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

（2）手帳所持上の注意

○記載内容（住所、氏名等）の変更があれば届け出てください。

○障害の程度が変化したとき、新たな障害を有するに至ったときは、診断書を添えて再交付の手続きをしてください。

○紛失、き損した場合は、再交付申請ができます。

○本人が死亡したとき、再交付を受けたとき、障害の軽減により障害程度が該当しなくなったとき、旧手帳を見つけたとき、又は手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

（3）窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

4 本市における身体障害者手帳交付状況

令和7年4月1日 現在（人数）

障害別 \ 等級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	130	82	13	25	24	16	290
聴 覚 障 害	25	84	52	70	1	123	355
平 衡 機 能 障 害		1	2		2		5
音声・言語・そしゃく機能障害	4	6	26	20			56
肢 体 不 自 由	410	422	385	643	425	127	2,412
心 臓 機 能 障 害	556	16	291	85			948
じ ん 臓 機 能 障 害	300	2	52	5			359
呼 吸 器 機 能 障 害	10		59	5			74
ぼうこう・直腸機能障害			18	286			304
小 腸 機 能 障 害	2		1	3			6
肝 臓 機 能 障 害	13	4	4	2			23
計	1,450	617	903	1,144	452	266	4,832

※同一人で2以上の重複する障害がある場合は、障害程度が重い障害名、等級は総合等級を記載しています。

5 別表（身体障害者障害程度等級表）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しゃく機能の 障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によ って測ったものをいい、屈折異常のある者につ いては、矯正視力について測ったものをいう。 以下同じ。）が 0.01 以下のもの			
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方 の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同 じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ 両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下 同じ。）が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中 心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全 ろう）		
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除 く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方 の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下の もの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中 心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベ ル以上のもの（耳介に接しな ければ大声語を理解し得ないも の）	平衡機能の極 めて著しい障 害	音声機能、言 語機能又はそ しゃく機能の 喪失
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以 下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 80 デシ ベル以上のもの（耳介に接し なければ話声語を理解し得ない もの） 2 両耳による普通話声の最良 の語音明瞭度が 50% 以下のも の		音声機能、言 語機能又はそ しゃく機能の 著しい障害
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の 眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けて いるもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著 しい障害	
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル 以上のもの（40 センチメートル以 上の距離で発声された会話を理 解し得ないもの） 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベ ル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		
7 級				

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能 障害	じん臓機能 障害	呼吸器機能 障害	ぼうこう又は 直腸の機能 障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能 障害	肝臓機能 障害
1 級	心臓の機能の 障害により自 己の身の日常 生活活動が極 度に制限され るもの	じん臓の機能 の障害により 自己の身の日 常生活活動が 極度に制限さ れるもの	呼吸器の機能 の障害により 自己の身の日 常生活活動が 極度に制限さ れるもの	ぼうこう又は 直腸の機能の 障害により自 己の身の日常 生活活動が極 度に制限され るもの	小腸の機能の 障害により自 己の身の日常 生活活動が極 度に制限され るもの	ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能の障害により 日常生活がほとんど不可能 なもの	肝臓の機能の障 害により、日常生 活活動がほとん ど不可能なもの
2 級						ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の障 害により日常生活が極 度に制限されるもの	肝臓の機能の障 害により日常生 活活動が極度に 制限されるもの
3 級	心臓の機能の 障害により家 庭内での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	じん臓の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの	呼吸器の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの	ぼうこう又は直 腸の機能の障 害により家庭 内での日常生 活活動が著しく制限さ れるもの	小腸の機能の障 害により家庭 内での日常生 活活動が著しく制限 されるもの	ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の障 害により日常生活が著 しく制限されるもの (社会での日常生活活 動が著しく制限される ものを除く)	肝臓の機能の障 害により、日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの(社会 での日常生活 活動が著しく 制限されるも のを除く)
4 級	心臓の機能の 障害により社 会での日常生 活活動が著し く制限される もの	じん臓の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	呼吸器の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	ぼうこう又は直 腸の機能の障 害により社会 での日常生活 活動が著しく制限され るもの	小腸の機能の障 害により社会 での日常生活 活動が著しく制限さ れるもの	ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の障 害により社会での日常 生活活動が著しく制限 されるもの	肝臓の機能の障 害により、社会 での日常生活 活動が著しく制限さ れるもの
5 級							
6 級							
7 級							
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

Ⅱ 療 育 手 帳

1 知的障害者福祉法の趣旨

知的障害者福祉法の目的は、「知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ること」です。

また、この法律には、「すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない」とも明記されています。

2 知的障害者の範囲

知的障害者とは、一般に「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」、「いろいろな原因によって脳の発達がうまくいかなかったか発達途上（おおむね 18 歳未満）に外的原因によって脳に障害をうけたため主として知能の働きが弱く自己のことがらの処理及び社会生活への適応が困難な状態にあるもの」とされており、てんかん、自閉症、精神疾患などとは区別されています。

3 療育手帳の申請手続き

知的障害者（児）の方に対して、一貫した指導、相談を行うとともに援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付します。

療育手帳には、障害の程度により、A（重度）とB（その他）があります。

（1）必要なもの

○申請書

○写真（縦 4 cm、横 3 cm 脱帽して上半身を写したもの）1 枚

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

※児童相談所（18 歳未満の場合）又は知的障害者更生相談所（18 歳以上の場合）で面接予約を行い、判定を行う前に、窓口で申請手続きを行ってください。

（2）手帳所持上の注意

○記載内容（住所、氏名等）の変更があれば届け出てください。

○障害の程度が変化したときは、児童相談所（18 歳未満の場合）又は知的障害者更生相談所（18 歳以上の場合）で判定を行う前に、窓口で手続きをしてください。

○紛失、き損した場合は、再交付申請ができます。

○本人が死亡したとき、再交付を受けたとき、旧手帳を見つけたとき、又は手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

（3）窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

4 本市における療育手帳交付状況

令和7年4月1日 現在

	児（人）	者（人）	計（人）
療育手帳 A	81	439	520
療育手帳 B	214	561	775
計	295	1,000	1,295

Ⅲ 精神障害者保健福祉手帳

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障害者とは、「統合失調症、精神作用物による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

この法律の目的は、「精神障害者の医療及び保護を行い」、「その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ること」とされています。

2 精神障害者の範囲

精神障害者保健福祉手帳には、1級、2級、3級があります。

1級……精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級……精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級……精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3 精神障害者保健福祉手帳の申請手続き

(1) 必要なもの

○申請書

○写真（縦4 cm、横3 cm 脱帽して上半身を写したもの）2枚

○次の添付書類のうちいずれか

・医師の診断書（所定の様式により診断されたもの）

・精神障害を理由とする年金の証書、年金の振込通知書及び年金事務所等への照会同意書

・精神障害を理由とする特別障害給付金の受給資格者証、振込通知書及び年金事務所等への照会同意書

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

※申請書、医師の診断書等の様式は窓口にあります。

(2) 窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

4 本市における精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和7年4月1日 現在

障 害 等 級	交 付 人 数（人）
1 級	1 4 9
2 級	4 9 2
3 級	4 3 0
計	1, 0 7 1

第2章 相談の窓口

1 本市における福祉関係の事務分掌

福祉部 (福祉事務所)	障害者支援課	障害者福祉担当－手帳交付、障害者医療、各種手当、補装具等 (☎0834-22-8387) 障害者支援担当－障害福祉サービス、相談支援事業等 (☎0834-22-8463)
	高齢者支援課	高齢者支援担当－高齢者福祉サービス (☎0834-22-8461) 介護給付・保険料担当－保険料収納、福祉用具、住宅改修等 (☎0834-22-8467) 介護認定担当－要介護認定等に関する事 (☎0834-22-8343)
	地域福祉課	福祉調整担当－民生委員・児童委員等 (☎0834-22-8465) 包括ケア・地域保健担当 (☎0834-22-8462) もやいネットセンター－福祉総合相談窓口 (☎0834-22-8200)
	生活支援課	生活保護担当－生活保護の決定、実施等 (☎0834-22-8453)
こども未来部	子育て給付課	給付担当－各種手当、乳幼児・こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成等 (☎0834-22-8460)
	こども保育課	保育幼稚園担当－保育所等の利用、幼稚園に関する事 (☎0834-22-8455) 指導担当－子育て支援センター、幼児ことばの教室に関する事 (☎0834-22-8349) 再編整備担当－保育所等の管理や再編整備に関する事 (☎0834-22-8207)
	あんしん子育て推進課	こども家庭一担当 (☎0834-22-8550) こども家庭二担当 (☎0834-22-8550) こども政策担当 (☎0834-22-8452) こども・子育て相談専用ダイヤル (☎0834-22-0850)
		各総合支所の福祉担当窓口 新南陽総合支所市民福祉課 (☎0834-61-4113) 熊毛総合支所市民福祉課 (☎0833-92-0012) 鹿野総合支所市民福祉課 (☎0834-68-2333)
健康医療部	保険年金課	賦課担当－重度の障害者等に対する後期高齢者医療に関する業務 (☎0834-22-8312) 年金担当－障害基礎年金に関する業務 (☎0834-22-8316) 各総合支所の賦課・年金担当窓口 新南陽総合支所市民福祉課 (☎0834-61-4110) 熊毛総合支所市民福祉課 (☎0833-92-0035) 鹿野総合支所市民福祉課 (☎0834-68-2333)
教育部	学校教育課	障害のある児童生徒の就学相談、発達の気になる児童生徒の教育相談 (特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等) (☎0834-22-8542)
	生涯学習課	児童クラブ担当－児童クラブの利用、申込み等に関する事 (☎0834-22-8457)
周南市社会福祉協議会 (☎0834-22-2115)	徳山支部 (☎0834-31-4742) 新南陽支部 (☎0834-62-4981) 熊毛支部 (☎0833-92-0027) 鹿野支部 (☎0834-68-2998)	各種貸付資金貸付事業 生活困窮者自立支援事業 日常生活自立支援事業 成年後見制度利用促進体制整備事業

2 相談支援センター

地域で生活している障害者（児）の方や家族等からの悩みごとや心配ごとの相談を受けつけ、より安心して地域生活を送ることができるよう支援します。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294
地域生活支援センターウィング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573
相談支援センター拓未（たくみ）	745-0004	周南市毛利町 3-45	0834-31-9680
五月あけぼの園相談支援事業所	745-0811	周南市五月町 6 番 25 号	0834-33-8453
相談支援センターしょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1-12-1	0833-48-6022
相談支援事業所 Reika	744-0078	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	0833-44-7322
相談支援センターひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7377

3 山口県身体障害者更生相談所

主として 18 歳以上の身体障害者の方に対し、次のような医学的・心理学的・職能的判定及び相談指導を行います。

- (1) 医療に関する相談・指導、医学的判定
- (2) 身体障害者手帳交付申請のための診断
- (3) 義肢・車いす等補装具の交付と修理の要否判定
- (4) 心理学的判定、職業能力・適正の判定など

※所在地 山口市吉敷下東 4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内（☎ 083-902-2670）

4 山口県知的障害者更生相談所

知的障害者（18 歳以上）に関する療育手帳の取得、施設入所、職業訓練、医学的判定、その他必要な相談に対し、精神科医、心理判定員、知的障害者福祉司などの専門家が応じ、必要な助言を行います。

※所在地 山口市吉敷下東 4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内（☎ 083-902-2673）

5 山口県周南児童相談所

児童相談所は、児童（0 歳～18 歳未満）のあらゆる問題についての相談・指導を行います。

- (1) 児童の心身の発達及び障害についての判定・指導
- (2) 児童の家庭、地域での状況、生活歴、性格・行動、非行等についての相談・指導
- (3) 児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置
- (4) 緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護

※所在地 周南市慶万町 2-13（☎ 0834-21-0554）

6 精神科救急情報センター（こころの救急電話相談）

精神病・うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望等、精神科受診などにかかる早急な対応に関する相談を、24 時間にわたり、本人や家族から受けています。

※所在地 宇部市大字東岐波 4004-2 山口県立こころの医療センター内（☎ 0836-58-4455）

7 高次脳機能障害支援センター

脳のけがや病気によって、ある日突然に考える力や記憶力が障害され、生活に支障をきたした高次脳機能障害者とその家族を総合的に支援することを目的とした窓口です。

※所在地 宇部市大字東岐波 4004-2 山口県立こころの医療センター内 (☎ 0836-58-1218)

8 山口県周南健康福祉センター (周南環境保健所)

健康福祉センターは、市が行う保健サービスを支援するとともに、広域的、専門的な保健サービスを提供しています。

(1) 発達が気になる児童についての専門医等による相談や情報提供 (地域保健班 ☎ 0834-33-6425)

(2) 心の健康やひきこもりに関する各種相談や事業、情報提供 (精神・難病班 ☎ 0834-33-6424)

(3) 特定疾病、小児慢性特定疾病に関する医療及びサービスへの公費負担の手続き、各種相談や事業、情報提供 (精神・難病班 ☎ 0834-33-6423)

※所在地 周南市毛利町 2-38

9 山口労働局徳山公共職業安定所 (ハローワーク徳山)

下松公共職業安定所 (ハローワーク下松)

専門の職員・相談員を配置し、求職の相談から就職後のケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。また、障害者を対象とした就職面接会も実施しています。

※所在地 ハローワーク徳山 周南市大字徳山 7510-8 (☎ 0834-31-1950)

(管轄区域一周南市 (ハローワーク下松の管轄区域を除く。))

ハローワーク下松 下松市東柳 1-6-1 (☎ 0833-41-0870)

(管轄区域一下松市・光市・周南市のうち熊毛地域)

10 山口障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等の専門職を配置し、障害のある人や事業主に対し、ハローワークの行う職業指導・職業紹介業務や事業主指導業務と連携のもとに、障害のある人の就職に向けた相談から就職後のフォローアップまでの一連の業務を行っています。(※事前予約制)

※所在地 防府市岡村町 3-1 (☎ 0835-21-0520)

11 山口県聴覚障害者情報センター

聴覚障害者の方に対して生活相談や補聴器相談等を行います。

※所在地 山口市鑄銭司南原 2364-1 (☎ 083-985-0611・FAX 083-985-0613)

12 点字図書館

点字図書、録音図書の貸し出し等を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
山口県点字図書館	山口市後河原 150-1	083-922-0375
山口県盲人福祉協会点字図書館	下関市関西町 1-10	083-231-7114
宇部市立図書館点字資料室	宇部市琴芝町 1-1-33	0836-21-1966
NPO 法人 周南視覚障害者図書館	周南市速玉町 3-17 周南市徳山社会福祉センター内	0834-34-9351

13 山口県身体障害者福祉センター

身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供します。

※所在地 山口市八幡馬場 36-1 (☎ 083-925-2345・FAX 083-925-2347)

14 税務関係機関

税金の免除等に関する相談や申請については、次の機関で行います。

(1) 徳山税務署……………所得税、相続税

※所在地 周南市今宿町 2-35 (☎ 0834-21-1010)

(2) 山口県周南県税事務所……………県民税、自動車税(種別割、環境性能割)、個人事業税

※所在地 周南市毛利町 2-38 周南総合庁舎内 (☎ 0834-33-6411)

(3) 市課税課……………市民税、軽自動車税(種別割)

※所在地 周南市岐山通 1-1 (☎ 0834-22-8273)

15 徳山年金事務所

年金の加入や住所変更の手続き、社会保険の適用や保険料の徴収、年金給付に関する相談や給付手続きなどを行う機関です。

※所在地 周南市新宿通 5-1-8 (☎ 0834-31-2152)

16 障害者相談員、民生委員・児童委員

(1) 身体障害者相談員

福祉事務所を直接利用できないか、利用方法が分からない人が気軽に相談できるよう、次の方々に相談員をお願いしています。

身体障害者相談員一覧表

令和7年4月1日 現在

氏 名	電 話	相談区分
近 森 進	0834-64-0277	肢体
下 村 幸 子	0834-28-3838	肢体
徳 毛 裕 之	0833-91-6007	肢体
藤 永 静 恵	0834-68-4300	内部
玖 村 和 久	Fax 0834-62-0915	聴覚
塚 原 辰 彦	Fax 0834-32-5228	聴覚
河 島 栄 二	0834-21-5994	視覚
藤 井 繁 昭	090-2007-7420	視覚

(2) 知的障害者相談員

保護者から家庭における養育生活など様々な相談を受け、指導、助言を行い必要な場合は関係機関に連絡します。次の方々に相談員をお願いしています。

知的障害者相談員一覧表

令和7年4月1日 現在

氏 名	電 話
松 田 知 代	0834-21-8738
松 村 泰 子	0834-63-2185
角 田 直 子	0833-91-0908
佐 藤 和 代	090-5267-1960

(3) 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）

地域福祉を担うボランティアとして、住民からの様々な相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関へのつなぎ役となります。また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいます。（令和7年4月1日 現在 357人）

詳しくは地域福祉課（☎ 0834-22-8465）までお問い合わせください。

17 障害者就業・生活支援センター

雇用、福祉、教育等の各機関と連携しながら、障害者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害のある方が職業生活における自立を図るために必要なお手伝いを行っています。また、障害者雇用について、事業主の方に対する相談も行っています。

圏 域	センター名	運営法人	センター所在地	電話番号
岩国、柳井	障害者就業・生活支援センター 蓮華	(社福) ビタ・フェリーチェ	岩国市麻里布町 2-3-10 1階	0827-28-0021
周南	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	(社福) 大和福祉会	周南市五月町 6-25	0834-33-8220
山口、防府	鳴滝園障害者就業・生活支援 センター デパール	(社福) ほおの木会	山口市下小鯖 2287-1	083-902-7117
宇部、小野田	光栄会障害者就業・生活支援 センター	(社福) むべの里光栄	宇部市新天町 1-2-32	0836-39-5357
下関	なごみの里障害者就業・生活 支援センター	(社福) 下関市民生 事業助成会	下関市蒲生野 250	083-262-2116
萩、長門	ふたば園障害者就業・生活支援 センター・ほっとわーく	(社福) ふたば園	萩市土原 521-1	0838-21-7066

★障害者就業・生活支援センター

県が指定した社会福祉法人が、国の委託を受け、主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当者を配置し、就業面及び生活面の支援を行っています。

18 山口県発達障害者支援センター

発達障害の方、ご家族、その支援に携わる関係機関に対し、相談や関係機関との連携を行い、利用者やご家族が安心して地域で生活できるよう支援します。

※所在地 山口市吉敷下東 4-17-1（☎ 083-902-2680・FAX 083-902-2682）

第3章 障害福祉サービス 障害児通所支援・計画相談支援

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、大きく分けて介護給付と訓練等給付の二種類があります。

障害のある方一人一人の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、サービスの内容が決定されます。

障害福祉サービスの種類とその内容は、次の表のとおりです。 ※㊦は障害児も利用できるサービスです。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ) ㊦	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的にを行います。
	同行援護 ㊦	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護 ㊦	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する人に、行動する時に生じ得る危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援 ㊦	重度の心身障害を有する人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ) ㊦	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労した人に、就労に伴い生じる日常生活や社会生活の問題等に関する相談、指導及び助言等、必要な支援を行います。

訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型居住があります。
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での諸問題について、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、状況を把握し、必要な情報の提供、助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、環境整備に必要な援助を行います。

2 障害児通所支援

障害児が、通所による支援を身近な地域で受けられるよう、心身の状況やその置かれている環境等を勘案したうえで支援の内容が決定されます。

障害児通所支援の種類とその内容は、次の表のとおりです。

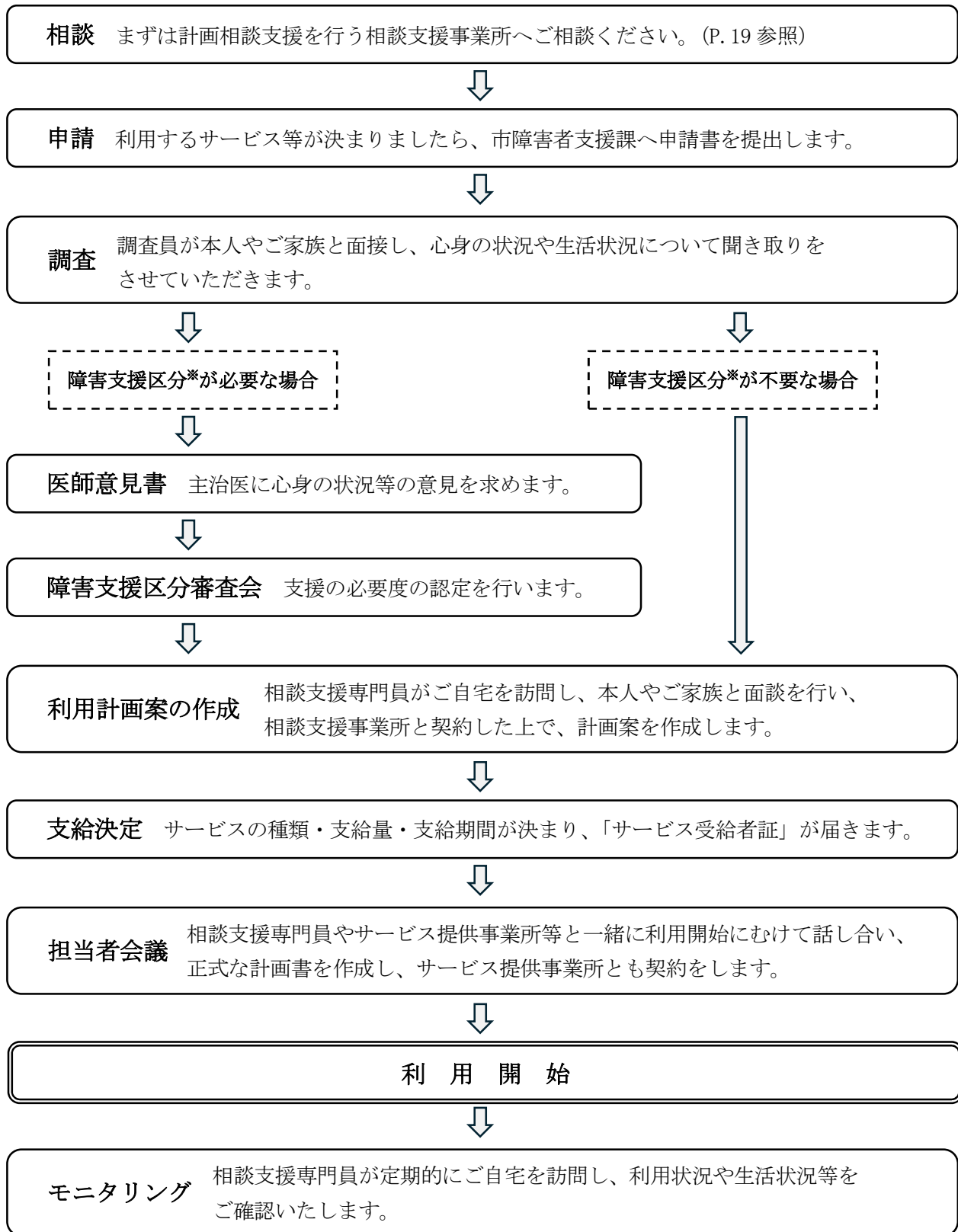
障害児 通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、治療と児童発達支援を併せて行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障害を持つ児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、中学校等（以下、保育所等）を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援します。

3 計画相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援の利用に際し、市の指定を受けた指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、困りごとやニーズに合わせて各種制度・サービスの説明や提案を行い、必要なサービスについて利用者と一緒に計画を作ります。また、サービス提供可能な事業所やその特色に関する情報提供、サービス利用に必要な手続きなどの支援、事業所との連絡調整などを行います。さらに、サービスの利用を開始した後も、相談支援専門員が定期的に利用者のご自宅を訪問し、サービスの利用状況や利用者の気持ちなどを聞き取り、計画が妥当かどうか、状況に変化がないかなどを確認することで、困りごとやニーズが解決できるよう専門的・客観的な立場から助言します。

4 利用までの流れ

利用までの大まかな流れは次のとおりです。



※ 障害支援区分について

障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものであり、区分1から区分6までの6段階があります。介護給付のサービスを利用される場合は、障害支援区分が必要となります。

5 負担額（原則）

原則として、そのサービスにかかる費用の一角が自己負担です。

ただし、世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されています。

【障害者】

区 分	本 人 の 収 入 状 況			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯			0 円
低所得	市民税非課税世帯			0 円
一 般 1	市民税課税世帯	市民税所得割が 16 万円未満	居宅で生活する障害者	9,300 円
		市民税所得割が 28 万円未満	20 歳未満の施設入所者	
一 般 2	市民税課税世帯	上記の区分に該当しない方		37,200 円

【障害児】

区 分	世 帯 の 状 況			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯			0 円
低所得	市民税非課税世帯			0 円
一 般 1	市民税課税世帯	市民税所得割が 28 万円未満	居宅で生活する障害児	4,600 円
一 般 2	市民税課税世帯	上記の区分に該当しない方		37,200 円

《多子軽減措置》

児童発達支援等を利用する児童と同一世帯に、18 歳未満の兄・姉がいる場合に、利用者負担が軽減されます。（所得等の条件により、該当にならない場合があります。）

詳細については、障害者支援課（☎ 0834-22-8463）にお問い合わせください。

6 相談と申請の窓口

(1) 相談窓口（市の委託相談支援事業所）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294
地域生活支援センターウイング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573
相談支援センター拓未（たくみ）	745-0004	周南市毛利町 3-45	0834-31-9680
五月あけぼの園相談支援事業所	745-0811	周南市五月町 6 番 25 号	0834-33-8453
相談支援センターしょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1-12-1	0833-48-6022
相談支援事業所 Reika	744-0078	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	0833-44-7322
相談支援センターひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7377

(2) 相談・申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

7 事業者一覧

※以下の事業者一覧は、山口県障害者支援課より提供されたデータをもとに作成しています。
 ※一覧に掲載されていない事業者の情報については、障害者支援課（☎ 0834-22-8463）にお問い合わせください。

(1) 計画相談支援

特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	対象
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294	者・児
地域生活支援センターウイング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573	者
相談支援センター拓未（たくみ）	745-0004	周南市毛利町 3-45	0834-31-9680	者・児
相談支援センターかのがくえん	745-0304	周南市大字鹿野下 513-1	0834-68-2189	者
相談支援センターつくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	者
五月あけぼの園相談支援事業所	745-0811	周南市五月町 6 番 25 号	0834-33-8453	者・児
きかん車	745-0651	周南市大字大河内 256-14	0833-91-7233	児
相談支援センターアイリス	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	者・児
相談支援センターしょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1-12-1	0833-48-6022	者・児
相談支援事業所 R e i k a	744-0078	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	080-2902-8884	者・児
相談支援事業所げんき	744-0011	下松市西豊井 1655-3	0833-45-2200	者・児
歩夢（あゆむ）ケアプランセンター	743-0073	光市室積正木 14 番 3 号	0833-48-8542	者・児
相談支援センター ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7377	者・児
光あけぼの園相談支援事業所	743-0105	光市大字東荷 21-2	0833-74-3333	者・児

※ 対象欄の者の「者」は 18 歳以上の障害者、「児」は 18 歳未満の障害児を表します。

(2) 障害福祉サービス

居宅介護・重度訪問介護事業所（周南市内）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
ニチイケアセンター菊川	746-0082	周南市下上字向土井 644-1	0834-61-2800	0834-61-2811
あい・周南ケアセンター	745-0825	周南市秋月 1 丁目 1 番 10 号	0834-39-0506	0834-39-0507
ニチイケアセンター周南	745-0845	周南市河東町 9-20 グランデリバーサイド B	0834-27-5330	0834-27-5331
ニチイケアセンター徳山	745-0807	周南市城ヶ丘 3 丁目 15-11 パープル I 1 F	0834-39-0461	0834-39-0463
サンキ・ウエルビー介護 センター徳山	745-0811	周南市五月町 7-10	0834-27-6057	0834-27-6095
株式会社きづな訪問介護事業所	745-0825	周南市秋月 1 丁目 6 番 5 号	0834-29-3811	0834-29-3822
サンキ・ウエルビー介護 センター新南陽	746-0012	周南市政所二丁目 7 番 20	0834-34-3260	0834-63-3336

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
合同会社ほっこり	745-0822	周南市孝田町 5 番 6 号 サニーシックスセンター4 号室	0834-51-4025	0834-28-3344
周南訪問介護事業所	746-0044	周南市西柵町 16-11	0834-34-9843	0834-34-9844
ヘルパーステーションつむぐ	745-0823	周南市周陽 2 丁目 2 番 55 号 周南アパート 103 号室	0834-39-6730	0834-39-6731
ユースタイルケア 山口 重度訪問介護	746-0015	周南市清水二丁目 11 番 11 号 共立ビル 2-B	050-1809-0083	050-6873-9973

短期入所事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鼓澄苑	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-5011	0834-29-1156
鼓ヶ浦こぼと園	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-1430	0834-29-5015
鹿野学園成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 1010 番地	0834-68-2189	0834-68-2608
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 10513 番地 1	0834-68-2189	0834-68-2608
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島 637 番地の 2	0834-84-0341	0834-84-0065
つくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	0834-67-2133
第 1 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
第 2 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 12 番 1 号	0833-45-2425	0833-44-8919
介護老人保健施設 ふくしの里	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 10 番 1 号	0833-45-3360	0833-45-3361
障害者支援施設ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
グループホームひかり苑	743-0051	光市岩狩 3 丁目 1 番 2 号	0833-77-2000	0833-77-2043

生活介護事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鼓澄苑	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-5011	0834-29-1156
鼓ヶ浦あゆみ園	745-0801	周南市大字久米 752 番地の 4	0834-29-5011	0834-29-1156
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 10513 番地 1	0834-68-2189	0834-68-2608
白鳩学園育英館	745-0803	周南市大字大島 607	0834-84-0918	0834-84-0065
障害者支援施設つくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	0834-67-2133
あおぞら	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-34-0064
生活介護すなっぐ	745-0122	周南市須々万本郷 653-1	0834-88-0300	0834-88-0300
サルビアの家しんなんよう	746-0001	周南市川崎 3 丁目 6-18	0834-33-8960	0834-33-8966
デイサービスセンター けあぼーと きゃんぱす	746-0022	周南市野村 2 丁目 9 番 5 号	0834-34-1310	0834-31-0900
ＯＺデイしゅうなん	745-0801	周南市久米旭ヶ丘 984-28	0834-34-0539	0834-34-0540
第 1 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
第2しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南1丁目12番1号	0833-45-2425	0833-44-8919
サルビアの家	744-0031	下松市生野屋南1丁目11-1	0833-45-4600	0833-45-4600
サルビアの家FLAGSHIP	744-0031	下松市生野屋5丁目10-1	0833-47-3535	0833-47-3536
多機能型事業所 来歩	744-0018	下松市西柳3丁目4番27号	0833-45-3600	0833-45-3620
障害者支援施設ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
通所支援センター ひかり苑岩狩	743-0051	光市岩狩3丁目1番2号	0833-77-2000	0833-77-2043
通所支援センター ひかり苑光ヶ丘	743-0023	光市光ヶ丘3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
光市身体障害者デイサービスセンター	743-0011	光市光井2丁目2番1号	0833-74-3050	0833-74-3076
虹のかけ橋	743-0071	光市室積正木14番3号	0833-48-9428	0833-48-9429
デイジーくらぶ	743-0011	光市光井9丁目8番30号	0833-71-6157	0833-71-6156
福祉メイキングスタジオ うみべ	743-0007	光市室積6丁目13-28	0833-48-8232	0833-48-8249

自立訓練（機能訓練）事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
多機能型事業所 来歩	744-0018	下松市西柳3丁目4番27号	0833-45-3600	0833-45-3620

自立訓練（生活訓練）事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
みなくるはうす下松	744-0072	下松市望町2丁目8-11	0833-48-9517	0833-48-9518
みなくるはうす光	743-0013	光市中央5丁目1番21号	0833-48-9390	0833-48-9391

就労移行支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
五月あけぼの園	745-0811	周南市五月町6-25	0834-33-8501	0834-33-8502
みなくるはうす光	743-0013	光市中央5丁目1番21号	0833-48-9390	0833-48-9391

就労定着支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
五月あけぼの園	745-0811	周南市五月町6-25	0834-33-8501	0834-33-8502
しあわせ	743-0011	光市光井1丁目12-11	0833-44-9444	0833-44-9450
みなくるはうす光	743-0013	光市中央五丁目1番21号	0833-48-9390	0833-48-9391

就労継続支援A型事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
就労継続支援施設第二よろこび	746-0045	周南市新地町4番11号	0834-53-2337	0834-53-2337

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
西日本ケアサービス下松	744-0015	下松市大手町 2 丁目 7-6	0833-41-1175	0833-41-1176
就労継続支援施設 森林の里	743-0101	光市大字塩田 1010 番地 1	0820-48-4560	0820-48-4560
エーアンドエム	743-0022	光市虹ヶ浜 3 丁目 2-18	0833-71-6337	0833-44-7037
しあわせ	743-0011	光市光井 1 丁目 12-11	0833-44-9444	0833-44-9450
西日本ケアサービス光	743-0021	光市浅江 1-15-31	0833-72-0708	0833-48-9599

就労継続支援 B 型事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島 637 番地の 2	0834-84-0341	0834-84-0065
社会就労センターセルフ周陽	745-0823	周南市周陽 2 丁目 8-28	0834-28-5333	0834-28-7403
周南あけぼの園	745-0801	周南市大字久米 716-4	0834-39-3755	0834-39-3756
白鳩学園育英館	745-0803	周南市大字大島 607	0834-84-0918	0834-84-0065
なべづる園	745-0641	周南市大字小松原 408 番地	0833-91-6793	0833-91-6805
さわやか工房	745-0027	周南市鞆町 2 丁目 67 番地 1	0834-33-5828	0834-33-5828
障害福祉サービス事業所 望みの家	745-0066	周南市岡田町 2 番 3 号	0834-22-8881	0834-22-8008
聴覚障害者生活支援センター こすもすの家	745-0844	周南市速玉町 7 番 26 号	0834-22-3022	-
ふれあい作業所鹿音（かのん）	745-0302	周南市大字鹿野上 2755 番地 1	0834-68-3213	0834-68-4101
サルビアの家しんなんよう	746-0001	周南市川崎 3 丁目 6-18	0834-33-8960	-
就労支援センターあじさい	745-0833	周南市泉原町 10 番 1 号	0834-32-2380	-
社会就労センターセルフ新南陽	746-0014	周南市古川町 2 番 41 号	0834-51-6526	0834-51-5629
社会就労センターセルフ桜木	745-0806	周南市桜木 3 丁目 1-23	0834-33-9260	0834-33-9261
インクルー・ジョブ	745-0641	周南市大字小松原 1233 番地の 3	0833-91-7200	0833-91-1200
五月あけぼの園	745-0811	周南市五月町 6-25	0834-33-8501	0834-33-8502
工房エリー	745-0042	周南市野上町二丁目 27 番地	0834-32-6916	0834-32-6918
イロドリ	745-0661	周南市呼坂本町 7-3	0833-57-5086	-
グリップ	745-0806	周南市桜木二丁目 2-6	0834-33-8244	0834-33-8245
障害福祉サービス頂上	745-0005	周南市児玉町二丁目 5 番 1 号 三星児玉ハイツ 1 A	0834-51-5207	0834-51-5207
ゆたか苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 11 番 1 号 下松地域交流センター内	0833-43-8955	0833-43-8955
サルビアの家 JOBカレッジ	744-0031	下松市生野屋 5-10-1	0833-47-3535	0833-47-3536
みなくるはうす下松	744-0072	下松市望町 2 丁目 8-11	0833-48-9517	0833-48-9518
就労継続支援 B 型事業所げんき	744-0011	下松市大字西豊井 1655-3	0833-45-2200	0833-45-2300
ワークスポットりぼん	744-0002	下松市東豊井 1195-2	0833-30-0056	-

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
メタゲーム下松	744-0012	下松市北斗町 5-14	0833-44-7811	-
大和あけぼの園	743-0105	光市束荷 21-2	0820-49-3000	0820-49-3001
みなくるはうす光	743-0013	光市中央 5 丁目 1 番 21 号	0833-48-9390	0833-48-9391
岩田あけぼの園	743-0103	光市岩田字蔵光 157 番地 1	0820-25-1111	0820-25-1114
福祉メイキングスタジオ うみべ	743-0007	光市室積 6 丁目 13-28	0833-48-8232	0833-48-8249
ワークステーションひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355

共同生活援助（グループホーム）事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
グループホームエリー	745-0043	周南市都町 3-28	0834-32-6916	0834-32-6918
グループホーム久米	745-0801	周南市久米 716 - 4	0834-39-3755	0834-39-3756
障害者支援ホームおあしす	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4517	0834-21-4581
グループホームビリーブ	745-0122	周南市大字須々万本郷 653-3	0834-88-0300	0834-88-0300
カン喜グループホーム	745-1131	周南市戸田字時安 1560-3	0834-83-2669	0834-83-2748
障害者グループホーム松星苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
グループホームいちごの里	743-0007	光市室積 3 丁目 8-20	0820-55-0380	0820-55-0380
とわ光	743-0063	光市島田 2 丁目 22 番 11 号	0833-74-1611	0833-74-1612
みなくるほーむ 1 号館	743-0013	光市島田 5 丁目 12 番 15 号	0833-44-7602	0833-44-7603
グループホーム森林の里	743-0101	光市大字塩田 1049 番地	0820-48-4560	0820-48-4560
グループホーム岩田	743-0103	光市岩田字蔵光 157 番地 1	0820-25-1111	-
グループホームひかり苑	743-0051	光市岩狩 3 丁目 1 番 2 号	0833-77-2000	0833-77-2043

施設入所支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鼓澄苑	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-5011	0834-29-1156
鹿野学園成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 1010 番地	0834-68-2189	0834-68-2608
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 10513 番地 1	0834-68-2189	0834-68-2608
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島 637 番地の 2	0834-84-0341	0834-84-0065
障害者支援施設つくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	0834-67-2133
第 1 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
第 2 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 12 番 1 号	0833-45-2425	0833-44-8919
障害者支援施設ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355

(3) 障害児通所支援

児童発達支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鼓ヶ浦つばさ園	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-1435	0834-29-1670
きかん車	745-0651	周南市大字大河内 256-14	0833-91-7233	0833-91-7101
クジラくらぶ	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-29-0064
コペルプラス周南久米教室	745-0801	周南市大字久米 3097-1	0834-34-0530	0834-34-0531
ＯＺデイしゅうなん	745-0801	周南市久米旭ヶ丘 984-28	0834-34-0539	0834-34-0540
インクルー・ユース若宮	745-0016	周南市若宮町 1 丁目 21 番地 代々木若宮ビル 3F	0834-34-0365	0834-34-0375
放課後等デイサービス ウィズ・ユー周南八代	745-0501	周南市大字八代 822 番地の 5	0833-48-8613	0833-48-8623
周南子ども発達相談センター	744-0027	下松市南花岡 4 丁目 2-15	0833-43-5960	0833-43-5960
コペルプラス下松教室	744-0019	下松市桜町 3 丁目 15 番 15-1 階	0833-44-7307	0833-44-7308
子ども発達支援ステーション 茉莉花	744-0011	下松市西豊井 915-1 ＹＫビル 201 号	0833-44-7134	0833-44-7135
夢のテラス	744-0029	下松市楠木町 1 丁目 2 番 24 号	0833-48-5086	0833-48-5086
サルビアの家 FLAGSHIP	744-0031	下松市生野屋 5 丁目 10-1	0833-47-3535	0833-47-3536
あいぐらんアップ下松教室	744-0019	桜町 3 丁目 15 番 15	0833-44-7307	0833-447308
タマリバ	743-0062	光市大字立野 1399 番 11	0833 - 57 - 5826	0833-57-5826
児童発達支援・放課後等 デイサービス めばえ	744-0032	下松市生野屋西 2 丁目 3 番 13 号	0833-48-5522	0833-48-5533
児童発達支援・放課後等 デイサービス アルセベベ	743-0102	光市三輪 1145-8	090-7548-5723	0820-25-3686
サルビアの家	744-0031	下松市生野屋南 1 丁目 11-1	0833-45-4600	0833-57-4343
虹のかけ橋	743-0073	光市室積正木 14 番 3 号	0833-48-9428	0833-48-9429
デージーくらぶ	743-0011	光市光井 9 丁目 8 番 30 号	0833-71-6157	0833-71-6158

放課後等デイサービス事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鼓ヶ浦つばさ園	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-1435	0834-29-1670
きかん車	745-0651	周南市大字大河内 256-14	0833-91-7233	0833-91-7101
クジラくらぶ	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-29-0064
コペルプラス周南久米教室	745-0801	周南市大字久米 3097-1	0834-34-0530	0834-34-0531
デフォービセンターけあぼーと	745-0012	周南市川端町 1 丁目 11 番地	0834-31-0200	0834-31-0900
デフォービセンターけあぼーと くれよん	745-0061	周南市楠木 1 丁目 5-6	0834-21-1414	0834-31-0900
サルビアの家しんなんよう	746-0001	周南市川崎 3 丁目 6-18	0834-33-8960	0834-33-8966
サルビアの家とくやま	745-0805	周南市櫛ヶ浜字下塩田 463-5	0834-34-3212	0834-34-3773
サルビアの家しゅうなん	746-0082	周南市下上 2037-1	0834-33-8638	0834-33-8648
聴覚障害者生活支援 センター こすもすの家	745-0844	周南市速玉町 7 番 4 号	0834-22-3022	0834-34-1610
ゆあステーション	746-0015	周南市清水 2 丁目 6 番 12 号	0834-51-4115	0834-51-4115

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
ＯＺデイしゅうなん	745-0801	周南市久米旭ヶ丘 984-28	0834-34-0539	0834-34-0540
インクルー・ユース若宮	745-0016	周南市若宮町 1 丁目 21 番地 代々木若宮ビル 3F	0834-34-0365	0834-34-0375
放課後等デイサービス ウィズ・ユ－周南八代	745-0501	周南市大字八代 822 番地の 5	0833-48-8613	0833-48-8623
サルビアの家	744-0031	下松市生野屋南 1 丁目 11-1	0833-45-4600	0833-57-4343
サルビアの家 FLAGSHIP	744-0031	下松市生野屋 5 丁目 10-1	0833-47-3535	0833-47-3536
周南子ども発達相談センター	744-0027	下松市南花岡 4 丁目 2-15	0833-43-5960	0833-43-5960
多機能型事業所 来歩	744-0018	下松市西柳 3 丁目 4 番 27 号	0833-45-3600	0833-45-3620
児童サービスすだっち	744-0032	下松市生野屋西 3 丁目 2-16	0833-57-4583	0833-57-5641
児童デイサービス すだっちイースト	744-0002	下松市東豊井 1303-9	0833-44-9760	0833-44-9761
子ども発達支援ステーション 茉莉花	744-0011	下松市西豊井 915-1 Y K ビル 201 号	0833-44-7134	0833-44-7135
こどもサービスセンター 星ひろば	744-0005	下松市古川町 3 丁目 1 番 2 号	0833-44-9545	0833-44-9512
虹のかけ橋	743-0073	光市室積正木 14 番 3 号	0833-48-9428	0833-48-9429
放課後等デイサービスセンター ひかり苑	743-0051	光市岩狩 3 丁目 1 番 2 号	0833-77-2000	0833-77-2043
サルビアの家 ひかり	743-0061	光市小周防 1656 番地の 1	0833-48-9300	0833-76-0551
特定非営利活動法人 チャイルドハウス ひなたぼっこ	743-0063	光市島田 6-5-1	0833-57-0083	—
デージーくらぶ	743-0011	光市光井 9 丁目 8 番 30 号	0833-71-6157	0833-71-6158
タマリバ	743-0062	光市大字立野 1399 番 11	0833 - 57 - 5826	0833-57-5826
児童発達支援・放課後等 デイサービス アルセベベ	743-0102	光市三輪 1145-8	090-7548-5723	0820-25-3686
ひなたぼっこ 2 号館	743-0063	光市島田 6-10-5	0837-57-4591	0833-57-4591
放課後等デイサービス CHERISH	745-0861	周南市新地 2 丁目 8-3	0834-51-5534	0834-51-5573
サルビアの家なごみ	745-0803	周南市大字大島 73-18	0834-34-1578	0834-34-1579

保育所等訪問支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鼓ヶ浦つばさ園	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-1435	0834-29-1670
周南子ども発達相談センター	744-0027	下松市南花岡 4 丁目 2-15	0833-43-5960	0833-43-5960
コペルプラス周南久米教室	745-0801	周南市大字久米 3097-1	0834-34-0530	0834-34-0531

第4章 地域生活支援事業とその他のサービス

I 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称です。

II 事業と内容

1 相談支援事業

障害者の方や家族等からの相談に応じ、さまざまな情報の提供や助言、専門機関との連携、障害福祉サービス等のサービスの利用に関する援助などを行うことにより、障害者の方が自立した日常生活、社会生活を営むことを目的としています。

○利用料は無料です。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化に向けた取組などを実施しています。

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294

障害福祉サービスや障害児通所支援にかかる一般的な相談窓口は P.18 の相談支援事業所をご参照ください。

2 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者の設置事業

聴覚に障害がある方のために、手話通訳をしたり、日常生活上の問題についての相談に対応したりします。

○利用料は無料です。

○設置場所

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387、FAX 0834-22-8464）

イ 手話通訳者の派遣事業

聴覚に障害がある方の公共機関、病院、金融機関等での円滑な意思疎通のために、手話通訳者を派遣します。

○利用料は無料です。

○依頼窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387、FAX 0834-22-8464）

ウ 要約筆記者の派遣事業

聴覚に障害がある方の公共機関、病院、金融機関等での円滑な意思疎通のために、要約筆記者を派遣します。

○利用料は無料です。

○依頼窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387、FAX 0834-22-8464）

3 日常生活用具の給付事業

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の方に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。詳しくは、P. 36～P. 42 を確認ください。

4 移動支援事業

障害者及び障害児の方が円滑に外出できるよう、移動を支援します。

障害福祉サービスの対象にならない外出のうち、市が必要と認めたものが対象です。詳細についてはお問い合わせください。

○利用料は、障害福祉サービスに準じます（P. 18 を確認ください。）

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

委託事業者一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
あい・周南ケアセンター	745-0825	周南市秋月一丁目1番10号	0834-39-0506
ニチイケアセンター周南	745-0845	周南市河東町9-20 グランデリバーサイドB	0834-27-5330
ニチイケアセンター徳山	745-0807	周南市城ケ丘3-15-11 パープルI1F	0834-39-0461
ニチイケアセンター菊川	746-0082	周南市大字下上字向土井644-1	0834-61-2800
ニチイケアセンター下松	744-0022	下松市せせらぎ町一丁目2-31	0833-48-1080
ほっこり	745-0822	周南市孝田町5番6号 サニーシックスセンター4号室	0834-51-4025
周南訪問介護事業所	746-0044	周南市西楸町16-11	0834-34-9843
指定障害者支援施設ゆうあい	747-0831	防府市大字向島字竜丸山10079-42	0835-27-3001
土屋訪問介護事業所 光センター	743-0011	光市光井4丁目27-27	0833-72-3700

5 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

○利用料については、各センターにお問い合わせください。

委託事業者一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
地域生活支援センターウィング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573
周南市地域活動支援センターポレポレ	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064
心身障害者福祉作業所海月倶楽部	745-0847	周南市松保町 8-1	0834-22-6191

6 日中一時支援事業

日帰りショートステイ事業

障害者及び障害児の方を自宅で介護する方が、病気など一定の理由により一時的に介護することができなくなったときなどに、施設において宿泊を伴わない支援を行います。

○利用料は、障害福祉サービスに準じます（P.18 を確認ください。）

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

委託事業者一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鹿野学園成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 1010 番地	0834-68-2189	0834-68-2608
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 10513 番地 1	0834-68-2189	0834-68-2608
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島 637-2	0834-84-0341	0834-84-0065
つくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	0834-67-2133
デイサービスセンター けあぼーと	745-0012	周南市川端町一丁目 11 番地	0834-31-0200	0834-31-0900
デイサービスセンター けあぼーとくれよん	745-0831	周南市楠木 1-5-6	0834-21-1414	0834-31-0900
デイサービスセンター けあぼーときゃんぱす	746-0022	周南市野村二丁目 9 番 5 号	0834-34-1310	0834-34-1311
徳山ポレポレくらぶ	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-34-0064
第 1 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南一丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
第 2 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南一丁目 12 番 1 号	0833-45-2425	0833-44-8919
サルビアの家	744-0031	下松市生野屋南 1-11-1	0833-45-4600	0833-57-4343
ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
虹のかけ橋	743-0073	光市室積正木 14-3	0833-48-9428	0833-48-9429
チャイルドハウス ひなたぼっこ	743-0063	光市島田 6 丁目 5-1	0833-57-0083	0833-57-0083
城南学園	742-1504	熊毛郡田布施町大字川西 1144 番地	0820-52-2554	0820-52-3959
日中一時支援事業所 リトルまいむ	742-1511	熊毛郡田布施町下田布施 217-17	0820-25-1036	0820-25-1037
柳井ひまわり園	742-1352	柳井市伊保庄 4472 番地	0820-24-1100	0820-22-0020

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
こども放課後等デイサービスのびのび	742-0417	岩国市周東町下久原 1260	0827-28-5636	0827-84-5056
防府市大平園	747-0004	防府市牟礼 10114 番地の 1	0835-24-4665	0835-24-4666
ゆうあい	747-0831	防府市大字向島字竜丸山 10079-42	0835-27-3001	0835-27-3002
ひらきの里	753-0302	山口市仁保中郷 10043 番地	083-929-0312	083-929-0357

7 療育専門職員招へい事業

在宅の障害者及び障害児の方を対象に、医師、理学療法士、作業療法士等の療育専門職員を招へいし、療育指導を実施することで、療育の充実を図るものです。

利用に際しては、周陽ひまわり会に入会し、会費を支払う必要があります。

○相談窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

8 身体障害者訪問入浴サービス事業

自力で入浴することの困難な身体障害者の方、又は家族のみでは入浴させることができない方を対象に、移動入浴車を家庭に派遣して入浴サービスを行い、入浴困難者の家族の負担軽減と在宅福祉の増進を図るものです。

○利用料は、障害福祉サービスに準じます（P. 18 をご確認ください。）

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

委託事業者一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
アサヒサンクリーン 在宅介護センター周南	745-0042	周南市野上町 2 丁目 8 番 野上町 2 丁目店舗 1-1	050-3317-7337
ニチイケアセンター下松	744-0022	下松市せせらぎ町一丁目 2-31	0833-48-1080
ニチイケアセンター周防	747-0814	防府市三田尻 3 丁目 6-35	0835-27-1530
アースサポート岩国	740-0034	岩国市南岩国 3 丁目 13-34	0827-32-9800

9 点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業

視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に対し、点訳・朗読の指導を行うことにより、点訳奉仕員・朗読奉仕員を養成し、視覚障害者の福祉の増進を図るものです。

○窓口

NP0 法人周南視覚障害者図書館（速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内）

（☎ 0834-34-9351、FAX 0834-34-9352）

10 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する方に対し、手話の指導を行うことにより、手話奉仕員を養成し、聴覚障害者等の福祉の増進を図るものです。

○窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

11 点字広報・声の広報発行事業

視覚障害者の方に対し、市広報を点字化又は音訳化して必要な生活情報を提供することにより、地域生活の支援を図るものです。

○窓口

点字広報・・NP0 法人周南視覚障害者図書館（速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内）

（☎ 0834-34-9351、FAX 0834-34-9352）

声の広報・・福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

Ⅲ 地域生活支援事業以外の事業

1 療育訓練参加促進事業

在宅の障害児とその保護者の方を対象に、療育キャンプへの参加を促進することで、療育の充実を図るものです。

療育専門指導員の下に、療育訓練設備を有する施設において行われる宿泊を伴う療育訓練を行う場合、1 組につき 30,000 円まで補助します。

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

2 身体障害者福祉電話設置事業

電話を所有しない低所得世帯（原則として市民税非課税世帯）に属する在宅重度身体障害者の方のうち、緊急連絡・コミュニケーション等の手段として電話の設置が必要と認められる方に対して、福祉電話を設置し、貸与します。

○通話料は自己負担となります。

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

3 NET 119 緊急通報システム

聴覚、音声・言語機能障害により、音声での 119 番通報が難しい人が、インターネット機能を利用して通報できるシステムです。

※端末（携帯電話、スマートフォン・タブレット等）ごとに事前登録が必要です。

○利用料は無料ですが、インターネット接続に必要な料金は、利用者負担になります。

○申請窓口

周南市消防本部指令課 (☎ 0834-22-8765)

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

4 災害避難時等着用ベスト

外見からは障害があることが分かりにくく、移動やコミュニケーションが難しい視覚や聴覚に障害のある人が、災害等の緊急時に、周囲からの配慮や支援を受けやすくなるよう、障害があることを知らせることができるベストを配布します。

○対象者・・・市内在住で、視覚障害または聴覚障害の、1～3級の身体障害者手帳所持者

○費用は無料ですが、1人1着とします。

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

第5章 各種医療制度

I 自立支援医療

障害者（児）の方の心身の障害を除去・軽減するための医療について、指定医療機関において受けた医療費の自己負担額の一部を助成します。

1 対象者

（1）自立支援医療（更生医療）

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方（18歳以上）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

（2）自立支援医療（育成医療）

身体に障害を有する児童（18歳未満）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

（3）自立支援医療（精神通院医療）

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患（てんかんを含む。）のある方

2 負担額

原則として医療費の一割が自己負担になります。ただし、医療保険上の「世帯」の課税状況等に応じてひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

課税状況等に応じた負担上限月額

生活保護 世 帯	市民税非課税 「世帯」のうち 本人収入が 809,000 円 以下	市民税非課税 「世帯」のうち 本人収入が 809,000 円を 超える	市 民 税 所得割額が 33,000 円 未満	市 民 税 所得割額が 235,000 円 未満	市 民 税 所得割額が 235,000 円 以上
生活保護	低所得 1	低所得 2	中 間 所 得		一定所得以上
負担上限 月額 0 円	負担上限 月額 2,500 円	負担上限 月額 5,000 円	負担上限月額 医療保険の自己負担限度		自立支援医療 対象外
			育成医療の経過措置※		
			負担上限月額 5,000 円	負担上限月額 10,000 円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）※※		
			中間所得層 1 負 担上限月額 5,000 円	中間所得層 2 負担上限月額 10,000 円	一定所得以上 （重継）※ 負担上限月額 20,000 円

※ 「一定所得以上（重継）」及び育成医療の経過措置は、令和9年3月31日まで延長。

※※ 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者

●更生医療・育成医療……腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法）

●精神通院医療……統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の者又は精神医療に一定以上の経験を有する医師が集中・継続的な医療を要すると判断した者

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

●医療保険の多数該当の者

3 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

Ⅱ 重度心身障害者医療

重度の心身障害者の疾病に対する医療費を助成します。

1 対象者

ア 身体障害者手帳1・2・3級の者

イ 療育手帳Aの者

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の者

エ 障害を理由とする年金又は特別障害給付金の1級を受けている者

オ 特別児童扶養手当の1級支給対象児童

カ ア～オと同等の程度の障害を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

ア 生活保護を受けている

イ 他制度により医療費の支給を受けることができる

ウ 本人の所得が制限額を超えている

2 申請に必要なもの

○健康保険の資格情報が確認できるもの（資格確認書など）

○重度心身障害者医療の対象となることが確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）

3 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

Ⅲ 重度の障害者等に対する後期高齢者医療

65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある人が、希望により申請を行い、山口県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、後期高齢者医療制度へ加入できる制度です。

1 対象者

65 歳以上 75 歳未満の健康保険加入者で、次のいずれかに該当する人

- ア 身体障害者手帳 1・2・3 級
- イ 身体障害者手帳 4 級で以下の A～D のいずれかに該当
 - A 音声又は言語機能に著しい障害を有する
 - B 両下肢の全ての指を欠く
 - C 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く
 - D 下肢の機能に著しい障害を有する
- ウ 療育手帳 A
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級
- オ 国民年金法における障害等級 1・2 級

2 申請に必要なもの

- 資格確認書または資格情報のお知らせ
- 重度の障害者等に対する後期高齢者医療の対象となることが確認できるもの
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)

3 申請窓口

保険年金課 (☎ 0834-22-8312)

各総合支所 (新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4110、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0035、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333)

第6章 補装具・日常生活用具

I 補装具

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代替するために、補装具の交付、貸与又は修理を行います。（購入、借受け又は修理を行う前に申請が必要です。）

1 補装具の種類（主なもの）

○視覚障害者用

盲人安全つえ、義眼、眼鏡

○聴覚障害者用

補聴器、人工内耳（人工内耳用音声処理装置の修理に限る）

○肢体不自由者用

義肢、装具、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、起立保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）、重度障害者用意思伝達装置

2 負担額

原則として購入又は修理費の一割負担です。ただし、利用者の属する世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

補装具の自己負担上限月額

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円未満	37,200 円
一定所得以上 （※障害者本人が 18 歳以上の場合）	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円以上	全額自己負担

※障害者本人が 18 歳以上の場合の「世帯」は、「本人とその配偶者」のみです。

※障害者本人が 18 歳未満の場合は、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上（本人又は世帯員のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円以上）であっても支給対象となります。

3 申請に必要なもの

○身体障害者手帳

○医師の意見書（種類によっては不要）

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは 1 点、写真なしのものは 2 点）

※種類によっては、山口県身体障害者更生相談所の行う巡回相談に出席していただく必要があります。

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

Ⅱ 日常生活用具

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の方に対し、日常生活を容易にするため、別表（P. 37～P. 42）の日常生活用具の給付を行います。（購入前に申請が必要です。）

1 日常生活用具の種類

別表を確認ください。

2 負担額

原則として購入費の一割負担です。ただし、利用者の属する世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

なお、ストマ用装具、紙おむつ等は、利用者の属する世帯の前年の所得税額等に応じて自己負担額が決定されます。

日常生活用具の自己負担上限月額（ストマ用装具・紙おむつ等を除く）

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円未満	37,200 円

※障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上）は、日常生活用具の支給対象外です。

3 申請に必要なもの

○身体障害者手帳

※用具の種類によって別途書類等が必要となる場合があります。

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

Ⅲ 難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象にならない、軽度・中等度の難聴児に対して、言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入や修理などに要する経費の一部を助成します。（購入又は修理前に申請が必要です。）

1 対象児 次の要件全てに該当する 18 歳未満の難聴児

（1）市内に在住

（2）両耳の聴力レベルが原則として、30 デシベル以上 70 デシベル未満

2 助成額 補聴器購入費などの額と市の基準額を比較して少ない方の額の 3 分の 2

3 申請に必要なもの

○医師の意見書（指定の医療機関で作成されたもの）

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

別表 日常生活用具

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
介護・訓練 支援用具	特 殊 寝 台	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8 年
	特 殊 マ ッ ト	下肢若しくは体幹機能障害１級（児童の場合は２級を含む）の身体障害者（児）及び重度以上の知的障害者（児）であって原則として３歳以上のもの（常時介護を要するものに限る）又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5 年
	特 殊 尿 器	下肢若しくは体幹機能障害１級の身体障害者（児）であって学齢児以上のもの（常時介護を要するものに限る）又は難病患者等であって自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5 年
	入 浴 担 架	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として３歳以上のもの（入浴に介護を要するものに限る）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5 年
	体 位 変 換 器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの（下着交換等にあたって家族その他人の者の介助を要するものに限る）又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	介助者が容易に使用し得るもの	15,000	5 年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として３歳以上のもの又は難病患者等であって下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るものただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4 年
	訓 練 い す	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児であって、原則として３歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5 年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等であって下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8 年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって原則として３歳以上のもの又は難病患者等（いずれも入浴に介助を要するものに限る）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るものただし、住宅改修を伴うものを除く	90,000	8 年
	便 器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等であって常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの（児童は手すり付きのもの）ただし、住宅改修を伴うものを除く	9,850	8 年
	T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって、原則として３歳以上のもの	木製又は軽金属製の T 字状・棒状のつえで歩行が容易になるもの	4,683	3 年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
自立生活 支援用具	移動・移乗 支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に 障害を有する身体障害者（児）であ って原則として3歳以上のもの（家 庭内の移動等において介助を必要と するものに限る）又は難病患者等 であって下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する 手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を 十分踏まえたものであって、必要 な強度及び安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補 助、移乗動作の補助、段差解消等 の用具とする ただし、住宅改修を伴うものを 除く	60,000	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 に障害を有し、歩行や立位が不安定 で頻繁に転倒する恐れのある身体障 害者（児）又は重度以上の知的障害 者（児）若しくは精神障害者で、てん かんの発作等により頻繁に転倒し頭 部を保護する必要があるものであ って、原則として学齢児以上のもの	ヘルメット型でスポンジ又は革を 主材料に製作し、転倒の際に頭部 を保護するもの ※レディメイドは80%の範囲内の額 ア スポンジ及び革を主材料とし ているもの イ スポンジ、革又はプラスチ ックを主材料としているもの	ア 15,656	3年
				イ 37,852	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児） 若しくは重度以上の知的障害者（児） であって原則として学齢児以上のもの （知的障害者においては、訓練を 行っても自ら排便後の処理が困難な もの）又は難病患者等であって上肢 機能に障害のあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得る もの又は知的障害者（児）の介助 者が容易に使用し得るもので温水 温風を出し得るもの ただし、住宅改修を伴うものを 除く	151,200	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児） 又は重度以上の知的障害者（児）で あって火災発生の感知及び避難が著 しく困難なもの（当該者の世帯が単 身世帯又はこれに準ずる世帯である 場合に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知 し、音又は光を発し屋外にも警報 ブザーで知らせ得るもの ※一世帯につき2台を限度	15,500	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者 （児）、重度以上の知的障害者（児）又 は難病患者等であって火災発生の感 知及び避難が著しく困難なもの（当 該者の世帯が単身世帯又はこれに準 ずる世帯である場合に限る）	室内温度の異常上昇又は炎の接触 で自動的に消火液を噴射し、初期 火災を消火し得るもの	28,700	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者又は 重度以上の知的障害者（視覚障害者 又は知的障害者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯）	視覚障害者又は知的障害者が容易 に使用し得るもの	41,000	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送 信 機	視覚障害2級以上の身体障害者（児） であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し 得るもの	7,000	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障害者（聴 覚障害者のみの世帯及びこれに準ず る世帯で日常生活上必要と認められ る世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により 知覚できるもの	87,400	10年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
在宅療養等 支 援 用 具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上の身体障害者（児）で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析治療を行うもの（原則として３歳以上のもの）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上の身体障害者（児）若しくは同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの）又は難病患者等であって呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000	５年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上の身体障害者（児）若しくは同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの）又は難病患者等であって呼吸機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400	５年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	５年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の身体障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	５年
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の身体障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000	５年
	音声血圧計	視覚障害２級以上の身体障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	15,000	５年
情報・意思疎通支援 用 具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）（原則として学齢児以上のもの）	携帯式で、ことばを音声又は文章に交換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800	５年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで容易に使用し得るもの ア 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等 イ 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000	５年
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の身体障害者であって、職業上・身体上の理由で特に必要性が認められるもの又は視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有するもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	６年
	点 字 器	視覚障害者（児）であって、点字で文章をうち、日常生活に役立てる目的で使用するもの（原則として学齢児以上のもの）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	ア 10,712	７年
			ア 標準型（真鍮）	イ 6,798	７年
			イ 標準型（プラスチック）	ウ 7,416	５年
			ウ 携帯型（アルミニウム） エ 携帯型（プラスチック）	エ 1,699	５年
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	63,100	５年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	85,000	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6 年
	視覚障害者用読書器	視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの(音声読書機については、当該者の世帯が視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	ア 拡大読書器 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの イ 音声読書器 据え置き式であり、撮影した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ※拡大読書器との併給は不可	198,000	8 年
	盲人用時計	視覚障害２級以上の身体障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする ア 触読時計 イ 音声時計	ア 10,300	10 年
				イ 13,300	
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ＩＣタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	59,800	6 年
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	テレビ地上デジタル放送に対応するものであって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	29,000	6 年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は発声・言語に著しい障害を有する身体障害者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則として学齢児以上のもの)	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	71,000	5 年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6 年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人 工 喉 頭	喉頭摘出による音声言語障害のもの	気管孔から呼吸によりゴム膜などを振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの ア 笛式 イ 笛式（気管カミュレ付）	ア 5,150	4 年
			発信器を顎下部や頸部の皮膚にあて構音化するもので電動式のもの	イ 8,343	4 年
				72,203	5 年
	福 祉 電 話 （ 貸 与 ）	聴覚障害又は外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	聴覚障害者又は身体障害者が容易に使用し得るもの ※通話料は本人負担	—	—
	フ ァ ャ ッ ク ス （ 貸 与 ）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの ただし、電話(難聴者用電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者又は身体障害者が容易に使用し得るもの ※通信料は本人負担	—	—
	視覚障害者用 ワ ー ド プ ロ セ ッ サ ー （ 共 同 利 用 ）	視覚障害者(児)で日常生活に役立てる目的で使用するもの(原則として学齢児以上のもの)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	—
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用装具	直腸機能及び膀胱機能障害を有するもので、人工肛門又は人工膀胱を造設しているもの	1ヶ所あたりの皮膚保護剤及び身体に密着させるものを含む月額 ア 蓄便袋 イ 蓄尿袋	ア 9,390	—
				イ 12,338	—
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な身体障害者(児)又は 3 歳以上の者で高度の排尿・排便機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な身体障害者(児)	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので月額 紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品	12,000	—
	収 尿 器	肢体不自由(神経因性膀胱などによる高度の排尿障害者)	採尿器と蓄尿器で構成されており、尿の逆量防止装置がついているもので障害者が容易に使用し得るもの ア 男性用(普通型) イ 男性用(簡易型) ウ 女性用(普通型) エ 女性用(簡易型)	ア 8,805	1 年
				イ 5,985	
				ウ 8,925	
				エ 6,195	

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
住宅改修費	居 宅 生 活 動作補助用具 (住宅改修費)	下肢又は体幹機能障害を有する者 (児)であつて障害等級 3 級以上の者 (ただし特殊便器への買替えをする 場合は上肢機能障害 2 級以上の者)又 は難病患者等であつて下肢又は体幹 機能に障害があるもの	障害者(児)の移動等を円滑にする 用具で、設置に小規模な住宅 改修を伴うもの	200,000	—

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。
- 2 給付された用具が修理不能により使用困難となった場合は、再交付の申請ができます。ただし、耐用年数を経過していない用具については、原則として再交付の対象外となります。
- 3 別表中、対象者の欄に難病患者等に関する記載のない種目の難病患者等への給付等は、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 4 呼吸器機能障害 3 級以上を有しない者への電気式たん吸引器及びネブライザー（吸入器）の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 5 新規での集尿器、紙おむつ及び頭部保護帽の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 6 音声言語機能障害を有さない者への携帯用会話補助装置の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 7 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。

第7章 職業訓練・雇用の促進

1 障害者職業能力開発校

障害者が就職に必要な知識や専門的な技術、技能を習得することで、職業的に自立し、生活の安定と地位の向上を目指すための施設であり、国が設置し都道府県が運営するものです。

近隣の障害者職業能力開発校

名 称	所 在 地	電 話	FAX 番号
広島障害者職業能力開発校	広島市南区宇品東4丁目1-23	082-254-1766	082-254-1716
福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区蟹住1728-1	093-741-5431	093-741-1340

相談窓口

ハローワーク徳山 周南市大字徳山7510-8 (☎ 0834-31-1950)
(管轄区域一周南市(ハローワーク下松の管轄区域を除く。))

ハローワーク下松 下松市東柳1-6-1 (☎ 0833-41-0870)
(管轄区域一下松市・光市・周南市のうち熊毛地域)

2 職場適応訓練

職場適応訓練は、障害者の採用を希望する事業主が訓練終了後にその人を雇用することを前提に、県知事から委託を受けて行います。

(1) 訓練職種ー障害者の能力に適した職種

(2) 訓練期間ー通常6か月以内(重度の障害者等は1年以内)、
短期2週間以内(重度の障害者等は4週間以内)

(3) 手当の支給

○事業主 通常1人あたり月額24,000円(重度の障害者等25,000円)
短期1人あたり日額960円(重度の障害者等1,000円)

○訓練生 雇用保険を受けている方は、訓練終了日まで雇用保険が支給されます。

(4) 相談窓口

ハローワーク徳山 周南市大字徳山7510-8 (☎ 0834-31-1950)
(管轄区域一周南市(ハローワーク下松の管轄区域を除く。))

ハローワーク下松 下松市東柳1-6-1 (☎ 0833-41-0870)
(管轄区域一下松市・光市・周南市のうち熊毛地域)

※心身障害者の雇用については、この他にも公的制度があります。
くわしくは、ハローワークへ相談ください。

3 山口障害者職業センター

P.12を確認ください。

4 障害者就業・生活支援センター

P.14を確認ください。

第8章 住 宅 環 境

1 公営住宅の優遇措置等

(1) 優先対象者としての優遇措置

公営住宅の入居資格を有し、かつ、心身障害者で一定の要件を満たしている者のいる世帯は、公営住宅への入居申込時に優遇措置を受けることができます。

また、一定の要件を満たす障害者向けの住宅も若干数整備されておりますので、下記までお問合せください。

(2) 窓口

周南公営住宅管理協会（☎ 0834-21-0700）

住宅課 市営住宅担当（☎ 0834-22-8282）

第9章 自動車

1 障害者自動車運転免許取得助成事業

障害者の社会活動への参加を促進するため、運転免許取得にかかる経費の一部を助成する制度です。
(自動車学校入校前に申請が必要です。)

(1) 対象者

県公安委員会等が指定した指定自動車教習所で教習を受け、自動車免許を取得する者のうち、下記別表のいずれかに該当する市内在住者。なお、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、都道府県警察が行う安全運転相談を行った結果、免許の取得に当たって申告すべき病気、障害等に該当し、安全運転相談の修了が必要と判断された場合は、安全運転相談を修了している者。

別表

対象者		対象経費	助成金の額
1 新たに第1種運転免許の普通自動車免許を取得する者	身体障害者手帳の交付を受けた障害等級1級から3級までの者	自動車学校に支払う入学申込金、学科教習料金、技能教習料金及び延長料金	対象経費に3分の2を乗じて得た額 (上限10万円)
	身体障害者手帳の交付を受けた障害等級4級から6級までの者で、運転することができる自動車の種類(オートマチック車等)を限定されたもの		
	療育手帳の交付を受けた者		
	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者		
2 受障に伴い、所持している普通自動車運転免許に運転することができる自動車の種類(オートマチック車等)の限定条件を追加され、補習を受ける者		自動車学校の補習(8時間を限度とする。)に係る料金	対象経費に2分の1を乗じて得た額

※過去に同様の制度を利用し助成を受けている場合は、本制度の対象となりません。

※周南市の援護対象者で、やむを得ない事情により市外に居住している方については、事前にご相談ください。

(2) 助成額

別表のとおり

(3) 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 安全運転相談を修了したことを証する書類(該当者のみ)
- 運転免許証(既に運転免許を受けている方が、受障に伴い補習を受ける場合のみ)

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 ☎ 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333)

2 障害者用自動車改造費助成事業

(1)対象者

身体障害者手帳又は療育手帳を所持する者（特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者）で自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者（改造をする前に申請が必要です。また、助成額が上限に達し次第（先着順）、年度内の受付を締め切りますので、申請前にご相談ください。）

(2)助成額

100,000 円を限度として助成します。

(3)申請に必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 見積書（改造の箇所及び経緯を明らかにしたもの）
- 運転免許証
- 障害者本人名義の通帳
- 自動車検査証※
- 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合）
- 改造箇所がわかるもの（パンフレット等）
- 印鑑（認め印可）

※自動車検査証は、実績報告時にご提出いただくことも可能です。なお、自動車検査証が電子車検証の場合は、「電子車検証」（写し）と「自動車検査証記録事項」（写し）の2点をご提出ください。

(4)申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

3 駐車禁止除外指定車標章

(1)内 容

やむを得ない場合に、他の交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内でも駐車できます。

(2)対象者

次のいずれかに該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる方

○身体障害者手帳

- ・視覚障害 3級以上及び4級の1
- ・聴覚障害 3級以上
- ・平衡機能障害 3級
- ・体幹不自由 3級以上
- ・上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2
- ・下肢不自由 4級以上
- ・運動機能障害（上肢機能） 2級以上（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
（移動機能） 4級以上
- ・内部機能障害 3級以上

○療育手帳A

○精神障害者保健福祉手帳 1 級

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

○運転免許証

※代理の方が申請する場合は、申請窓口へお問い合わせください。

(4) 申請窓口……………周南警察署交通課 (☎ 0834-21-0110)

光警察署〔熊毛地域の方〕(☎ 0833-72-0110)

4 身体障害者標識（四つ葉マーク）

(1) 概要

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人が、その運転する車両に表示するものです。

(2) 道路交通法の規定

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車（軽自動車を含む）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「幅寄せ」や「割込み」をした運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

5 聴覚障害者マーク（蝶のマーク）

(1) 概要

聴覚に障害のある人（補聴器を用いても 10 メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえない程度）で、聴覚障害であることを理由に当該免許に条件を付されている人が、その運転する車両に表示することが義務付けられているものです。

(2) 道路交通法の規定

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車（軽自動車を含む）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「幅寄せ」や「割込み」をした運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

6 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

P. 68～P. 69 を確認ください。

7 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

(1) 内容

歩行や車の乗降が困難な方が、県に登録された身障者用駐車場を利用することができます。

(2) 対象者と申請に必要なもの

対象者（次のいずれかに該当する者）	必要なもの
身体障害者 ・視覚障害 4級以上 ・聴覚障害 3級以上 ・平衡機能障害 5級以上 ・上肢不自由 4級以上 ・下肢不自由 6級以上 ・体幹不自由 5級以上 ・運動機能障害（上肢機能）2級以上 （移動機能）6級以上 ・内部機能障害 4級以上	身体障害者手帳
知的障害者 A	療育手帳
精神障害者 1級	精神障害者保健福祉手帳
高齢者（要介護認定者）	介護保険被保険者証
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証
妊産婦（妊娠7か月から産後1年までの者）	母子健康手帳
けが人	歩行が困難である旨記載の診断書

※代理の方が申請する場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。

(3) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

周南市社会福祉協議会（☎ 0834-22-8721）又は各支部（徳山・新南陽・熊毛・鹿野）

山口県周南健康福祉センター（☎ 0834-33-6422）

第10章 手当・年金

1 障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対し、その障害のために生ずる特別の負担を軽減するため手当を支給します。

(1) 対象児

表1に定める程度の重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態である20歳未満の者。

(表1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第一

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 支給要件

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

ア 障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき。ただし、特別児童扶養手当は受給していてもかまいません。

イ 障害児入所施設その他これに類する施設に入所しているとき。

(3) 支給制限

本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

(4) 支給額（令和7年4月分からの支給額）

月額16,100円

(5) 支給方法

ア 手当は、毎年5月、8月、11月及び2月に、それぞれ前月分まで支給されます。

イ 支払いは、障害児本人の金融機関口座に振り込みます。

(6) 請求に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳をもっている時は、その手帳
- 診断書（所定の様式により医師が診断したもの）
- 戸籍の全部事項証明書（外国人の方は世帯全員の住民票の写し）

- 本人の貯金通帳又は預金通帳
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 本人確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

(7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

2 周南市重度心身障害児福祉手当

身体障害、知的障害及び精神障害のため、日常生活に介護を要する在宅の障害児（20歳未満）の保護者に対して手当を支給します。

- (1) 対象児……………身体障害者手帳の所持者で1級から3級までの者、療育手帳の所持者でIQがおおむね50以下（重・中度）の者及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で1級又は2級の者。

(2) 支給額

- ・身体障害者手帳1・2級、IQがおおむね35以下及び精神障害者保健福祉手帳1級の者
……………月額4,200円
- ・上記以外の者……………月額2,500円

- (3) 支給方法……………毎年3月・9月に受給者（保護者）の金融機関口座へ振込

(4) 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 保護者名義の貯金通帳又は預金通帳

(5) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

3 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給します。

(1) 対象者

次の表2に定める程度の障害の状態にある満20歳未満の児童を監護する父若しくは母（所得の多い方）又は父母に代わって児童を養育している者

(2) 支給要件

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①児童や、父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではないため併給可）
- ③児童が、児童福祉施設（保育所、通園施設、訓練のための母子入所を除く）に入所しているとき

(3) 支給制限

受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第 877 条第 1 項の者）の前年所得が一定額以上であるときは、その年の 8 月から翌年 7 月まで支給されません。

(4) 支給額（令和 7 年 4 月分からの支給額）

児童 1 人につき月額 37,830 円

（障害の程度が表 3（P. 53：政令別表第 2）の各号に該当する障害児にあっては、56,800 円）

(5) 支給方法

毎年 4 月、8 月、11 月の 3 期にそれぞれ前月分まで（11 月期については当月分まで）を支払います。

(6) 請求に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳をもっている時は、その手帳
- 診断書（所定の様式により医師が診断したもの）
- 世帯全員の住民票の写し
- 戸籍の全部事項証明書
- 世帯全員の所得証明書（当年【1 月～6 月請求は前年】の 1 月 1 日に他市町村に住んでいた方のみ）
- 受給者名義の貯金通帳又は預金通帳
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 本人確認書類（写真付きのものは 1 点、写真なしのものは 2 点）

(7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

（表 2） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第三

1 級	1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級	1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	1 0	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	1 1	両下肢のすべての指を欠くもの
	1 2	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	1 3	一下肢を足関節以上で欠くもの
	1 4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	1 5	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	1 6	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	1 7	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。		

4 特別障害者手当

障害の状態が重く（原則として、重度障害が 2 以上あるもの）、常時特別の介護を必要とする満 20 歳以上の在宅者に対して支給します。

（1）対象者

表 3（P. 53）に定める程度の障害を重複しているか、それと同程度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の者

（2）支給要件

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

ア 障害者支援施設その他これに類する施設に入所しているとき。

イ 病院や診療所に継続して 3 ケ月以上入院しているとき。

（3）支給制限

本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定額を超えるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月まで支給されません。

（4）支給額（令和 7 年 4 月分からの支給額）

月額 29,590 円

（5）支給方法

ア 手当は、毎年 5 月、8 月、11 月及び 2 月に、それぞれ前月分まで支給されます。

イ 支払いは障害者本人の金融機関口座に振り込みます。

(6) 請求に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳を持っている時は、その手帳
- 基礎年金番号が分かるもの（年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書 等）
- 前年度の年金が振り込まれた通帳（1月～6月請求は前々年中の年金）
- 診断書（所定の様式により医師が診断したもの）
- 戸籍の全部事項証明書（外国人の方は世帯全員の住民票の写し）
- 本人の貯金通帳又は預金通帳
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 本人確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

(7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

（表3） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第二

- | |
|--|
| <p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none">イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のものロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のものニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの <p>2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> |
|--|

5 障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

(1) 受給要件

「ア」～「ウ」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

ア 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいま

す。

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

イ 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表（P. 55～P. 56）に定める1級または2級に該当していること。

※障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについて初診日から1年6カ月をすぎた日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日をいいます。

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

ウ 次のいずれかの納付要件を満たしていること。

- ・初診日の前日に、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

- ・初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要ですが、本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

※初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。

（2）受給額（令和7年4月～）

1級 年額 1,039,625 円＋（子の加算額）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,036,625 円

2級 年額 831,700 円＋（子の加算額）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 829,300 円

（3）受給方法

日本年金機構が2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、本人の金融機関口座に振り込みます。

（4）請求に必要なもの

マイナンバーが確認できる書類、基礎年金番号がわかる書類、本人名義の通帳、診断書、病歴・就労状況等申立書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている時はその手帳等

※請求時に必要なものは、請求する方により異なることがあります。詳細については、請求窓口で事前にご相談ください。

（5）請求窓口

保険年金課年金担当（☎ 0834-22-8316）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4110、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0035、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

障害等級表 ※身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害の程度		障 害 の 状 態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの

2 級	1 3	一下肢を足関節以上で欠くもの
	1 4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	1 5	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	1 6	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	1 7	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。		

6 児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。（外国人の方についても支給の対象となります。）

（1）対象者

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母または父、または当該母父に代わってその児童を養育している人（養育者）が手当を受けることができます。なお、「児童」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる人をいいます。

また、心身に一定の障害（特別児童扶養手当対象児童その他の障害については別途定めがあり）がある場合は、20歳未満の間、手当が受けられます。

ア 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

イ 父または母が死亡した児童

ウ 父または母が次に定める程度の障害の状態にある児童

① 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両目のⅠ/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

③両上肢の機能に著しい障害を有するもの

④両上肢の全ての指を欠くもの

⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの

⑦両下肢を足関節以上で欠くもの

⑧体幹の機能に坐っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの

⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

⑩精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

⑪傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

エ 父または母の生死が明らかでない児童

オ 父または母に1年以上遺棄されている児童

カ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

キ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ 棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童

(2) 支給要件

下記の場合には手当は支給されません。

ア 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき

イ 児童や、手当を受けようとする母または父、または養育者が日本国内に住んでいないとき

ウ 母または父が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。）

エ 母の監護を受けている場合または養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくしているとき（父障害の場合を除く）

オ 父の監護を受け、かつ、生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくしているとき（母障害の場合を除く）

※手当の支給を受けようとする人または対象児童が公的年金等を受給している場合、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。また、令和3年3月分手当からは、障害基礎年金を受給している場合、基本となる年金額を除き、子の加算額と児童扶養手当額を比較するようになります。（その場合、児童扶養手当の支給額算定のための所得の見方も変わります。）

※児童の父または母の障害により母、父または養育者が手当の支給を受ける場合であって、障害がある父または母が年金を受給している場合は、年金の子の加算額と児童扶養手当額を比較し、年金が低い方は、その差額を受給できます。

(3) 支給額（令和7年4月1日改正）

所得に応じて全部支給と一部支給があります。

児童1人の場合月額46,690円（一部支給46,680円～11,010円）

児童2人目以降は、11,030円（一部支給11,020円～5,520円）を加算する。

(4) 支給制限（令和元年8月1日改正）

母または父、または養育者又はその配偶者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月まで支給されません。また、扶養義務者（同居している直系血族および兄弟姉妹の方）がいる場合、その方の所得も審査の対象になります。

(5)支給方法

児童扶養手当の支給は、認定の請求をした日の翌月分からです。支払いについては、毎年、1、3、5、7、9、11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2ヶ月分の手当が支払われます。

(6)申請方法

下記申請先へお尋ねください。

(7)申請窓口

子育て給付課（☎ 0834-22-8460）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

7 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養するものが、その生存中一定の掛け金を拠出し、その死亡（重度障害）後、心身障害者に終身年金を支給し、保護者が亡き後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るものです。

(1)加入資格

心身障害者の保護者（配偶者〔内縁を含む〕、父母兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身障害者を扶養している者をいう。）であって加入時において次の要件を満たす者。

- ①山口県内に住所を有すること
- ②加入時の年度の4月1日現在で65歳未満であること
- ③生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと

(2)心身障害者の範囲

この制度の対象となる心身障害者は、次のいずれかに該当する者で、将来独立自活することが困難であると認められる者

- ①知的障害者
- ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害のある者
- ③精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる者

(3)掛金

①掛金は、加入時又は2口目付加時の年度の4月1日時点の年齢に応じて次表のとおりとなっています。

（令和7年4月1日 現在）

加入時年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金月額 （1口あたり）	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

②20年以上この制度に加入し、かつ、加入者が4月1日時点で65歳である年度の加入月以降は掛金の納付を免除されます。

③山口県では、加入者が生活の困窮等で掛金の払込が困難な場合、掛金の減免の制度があります。

(4)年金等の支給

ア 年金の支給

①加入者（心身障害者の保護者）が死亡し、又は加入後の疾病又は災害により重度障害の状態

となったときは、月額2万円又は4万円（2口加入の場合）の年金を心身障害者の終身にわたり支給します。

②年金は、心身障害者に支給することを原則としますが、心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認められる場合には、あらかじめ年金管理者を決めておくことになっています。

③年金の支給事由たる重度障害の状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- A 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- B そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- C 両上肢を手関節以上で失ったもの
- D 両下肢を足関節以上で失ったもの
- E 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
- F 両上肢の用を全く永久に失ったもの
- G 両下肢の用を全く永久に失ったもの
- H 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- I 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

イ 弔慰金の支給

1年以上加入（付加）した後、加入者の生存中に障害者が死亡したときは、請求にもとづいて一時金として加入（付加）期間に応じ、次のとおり弔慰金が支給されます。

（令和7年4月1日 現在）

加 入 期 間	金 額（1口あたり）
1年以上5年未満	50,000 円
5年以上20年未満	125,000 円
20年以上	250,000 円

（注） 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

ウ 脱退一時金

5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、次の脱退一時金が支給されます。

（令和7年4月1日 現在）

加 入 期 間	金 額（1口あたり）
5年以上10年未満	75,000 円
10年以上20年未満	125,000 円
20年以上	250,000 円

（注） 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

エ 加入者の地位

次のようなときは、加入者（被保険者）でなくなり、脱退となります。

- ①障害のある方が加入者より先に死亡したとき。（加入期間が1年以上のときは弔慰金が支給されます。）
- ②加入者が脱退の申し出をしたとき。（加入期間が5年以上のときは脱退一時金が支給されます。）
- ③掛金を一定期間以上滞納したとき。

- ④加入者が他の都道府県・指定都市に転出し、引き続き転出先の同制度に加入を継続するとき。
(転出元の都道府県・指定都市の制度からは脱退となります。この場合、実施主体が各都道府県・指定都市単位となっていますので、転出先の都道府県・指定都市において同制度の加入手続きが必要です。(加入期間は通算されます。))

(5) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所 (新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333)

第 11 章 交通手段の割引等

1 福祉タクシー券の交付

重度の心身障害者（児）にタクシー利用料金の一部を助成して、経済的負担の軽減と、社会参加への機会拡大を図ります。

ア 対象者

身体障害者手帳 1 級～3 級（総合等級）

療育手帳 A

精神障害者保健福祉手帳 1 級

イ 事業内容…年間 48 枚（ひと月あたり 4 枚計算）の利用券を交付し、乗車ごとの基本料金を助成します。

ただし、腎臓機能障害のため週 2 回以上の通院透析を受けている人で、通院証明書の提出がある場合は 144 枚（ひと月あたり 12 枚計算）を追加助成します。

下記の福祉車両（リフト付タクシー）にも使用できます。

ウ 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

各支所

2 福祉車両のあるタクシー事業所

次のタクシー事業所が福祉車両を運行しています。利用の際には、直接事業所へ申し込んでください。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ○熊毛タクシー | （☎ 0833-91-0111 FAX 0833-91-6811） |
| ○広吉介護タクシー | （☎ 0833-44-0540 FAX 0833-43-7391） |
| ○ハーティー介護タクシー | （☎ 0120-55-8639 FAX 0833-91-5887） |
| ○西部光タクシー | （☎ 0833-71-0001） |
| ○一成 周南ふくし号 | （☎ 080-6340-9991 FAX 0834-34-3773） |
| ○介護タクシー秋桜（コスモス） | （☎ 0834-31-5278） |
| ○介護タクシークローバー | （☎ 080-2938-0777） |
| ○介護タクシー周南コアラ | （☎ 0120-846-228 FAX 0833-48-9822） |
| ○福祉タクシーきずな | （☎ 070-3786-8396） |
| ○ココモ | （☎ 080-2143-1406） |
| ○福祉タクシーハミングバード | （☎ 070-8332-8309） |
| ○あさかわ介護タクシー | （☎ 080-3881-0245） |
| ○介護タクシーたんぼぼ | （☎ 070-2299-7160） |
| ○福祉タクシー中和サービス | （☎ 080-2908-8480） |
| ○ラクーン介護タクシー | （☎ 090-3331-7035） |
| ○福祉タクシーかもめ | （☎ 080-6332-1722） |
| ○介護タクシーひだまり | （☎ 070-5053-4501） |

3 JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び、療育手帳の所持者がJRを利用する場合、次のとおり割引されます。

第1種身体障害者・第1種精神障害者・療育手帳Aの方

乗 車 の 形 態	割 引 対 象	割 引 率
本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車船する場合	普通乗車券	本人5割引
本人が、介護者とともに乗車船する場合（距離の制限なし）	普通乗車券、回数乗車券、 普通急行券（特急券等を除く）、定期乗車券 ※小児の定期乗車券を除く。（介護者のみ割引）	本人・介護者 とも5割引

第2種身体障害者・第2種精神障害者・療育手帳Bの方

乗 車 の 形 態	割 引 対 象	割 引 率
本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車船する場合	普通乗車券	本人5割引
12歳未満の本人が、介護者とともに乗車船する場合（距離の制限なし）	定期乗車券 ※小児の定期乗車券を除く。（介護者のみ割引）	本人・介護者 とも5割引

※割引制度を受けるためには、手帳の旅客運賃減額欄に「第1種」または「第2種」の記載が必要となります。（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、旅客運賃減額欄の表記がない場合、市窓口での追記が必要です。）

※有効期限が切れている手帳や、顔写真が貼付されていない手帳では割引が受けられません。

手続き

現在お持ちの障害者手帳を乗車券販売窓口で呈示して購入します。

※乗車船中は、割引の対象となった資格を確認できる障害者手帳を携帯して鉄道係員から請求があったときはいつでも呈示しなければなりません。

4 JRジパング倶楽部特別会員

JRを201km以上利用する際などに特急券などが割引になる「JRジパング倶楽部」について、通常よりも入会可能年齢及び年会費が低く設定されています。

(1)対象者

身体障害者手帳を所持する方のうち、満60歳以上の男性もしくは満55歳以上の女性

(2)相談・申請窓口

山口県身体障害者団体連合会

※所在地 〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

☎ 083-928-5432 FAX 083-928-5436

5 県内バス運賃の割引

降車の際、乗務員に障害者手帳を呈示されますと、次の割引が受けられます。（他県は異なる場合がありますので、その都度確認ください。）

身体障害者手帳第1種 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 精神障害者保健福祉手帳を所持する12歳未満の児童	本人と介護者（1名）まで運賃半額
身体障害者手帳第2種 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	本人のみ運賃半額

※身体障害者手帳第1種の方は、手帳に下記の押印がある場合のみ介護者割引が受けられます。



身体障害者手帳の記載を確認ください。

6 乗船運賃の割引

障害者手帳所持者は、乗船券販売窓口障害者手帳を呈示すれば運賃が5割引きになります。回数券や定期券等については直接各社へ問い合わせ下さい。

- ① 大津島巡航 (☎ 0834-21-7749)
- ② スオーナダフェリー (☎ 0834-34-3000)
- ③ 防予フェリー (☎ 0820-22-3311)

※各社で割引対象の範囲が異なります。

7 航空旅客運賃の割引

障害者手帳所持者及び介護者は、航空券販売窓口障害者手帳を呈示すれば運賃が割引されることがあります。航空会社によって取り扱いが異なりますので、直接各社へ問い合わせ下さい。

8 有料道路通行料金割引

有料道路の通行料金が割引となります。

(1) 対象者

- ア 本人の運転の場合……身体障害者手帳を所持する方すべて（営業用の車は除く）
- イ 介護者が運転する場合……重度の身体障害者（JRの運賃割引における第1種該当者）又は療育手帳Aを所持する方（営業用の車は除く）

(2) 割引率

通常料金の50%以内

(3) 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
- 自動車検査証（自動車を事前に登録する場合のみ）※

○割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合）

○ ETC を利用の場合はETC カード（18 歳以上の障害者は本人名義のもの）

○ ETC 車載器セットアップ証明書又は申込書

※自動車検査証が電子車検証の場合は、「電子車検証」（写し）と「自動車検査証記録事項」（写し）の2点をご提出ください。

（4）申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

第12章 公共料金の割引等

1 NHK放送受信料の減免

NHKの受信料が減免されます。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

(1) 全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している者を構成員とする世帯で、その世帯の全員が市民税非課税である場合

(2) 半額免除

身体障害者手帳2級以上（視覚・聴覚は等級制限なし）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳所持者が世帯主で、その世帯主がNHKの放送受信契約の契約者である場合

(3) 申請に必要なもの

○印鑑

○身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○住民票（全額免除の場合…世帯員全員が確認できるもの、
半額免除の場合…契約者が世帯主であることが確認できるもの）

○世帯全員の課税証明（全額免除の場合）

(4) 証明書の発行窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

(5) 提出先

〒753-0051 広島市中区大手町2-11-10

NHK営業サービス株式会社 広島事業所（☎ 082-504-6070）

2 NTT電話番号案内（ふれあい案内）

NTTの電話番号案内を利用する場合、利用に関する料金が無料になります。サービスを利用するためには、事前の登録が必要です。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

(1) 対象者

○身体障害者手帳を持っている方で、次のいずれかの障害がある方

ア 視覚障害 1～6級

イ 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級

ウ 聴覚障害 2級、3級、4級、6級（令和2年10月～）

エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級、4級（令和2年10月～）

○療育手帳を持っている方

○精神障害者保健福祉手帳を持っている方

(2) 登録窓口

【ふれあい案内事務局】

電話番号：フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

FAX 番号：フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）

※ 受付時間：午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

(3)その他

ふれあい案内を除くNTTの電話番号案内サービス（104番・NTTファクス104）は、令和8年3月31日をもってサービスの終了が予定されています。

3 携帯電話の割引サービス

携帯電話の基本使用料や通話料などが割引になります。

(1)対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(2)問い合わせ先

割引サービスの有無や、割引の内容は各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせ下さい。

第 13 章 税金の控除等

1 税金の控除

(1) 所得税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が所得税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が 1 級・2 級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が 1 級の方 など
所得金額から 27 万円が控除されます	所得金額から 40 万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除 35 万円が加算されます。

ウ 窓口……徳山税務署 (☎ 0834-21-1010)

※ただし所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係

(2) 市県民税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が市県民税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が 1 級・2 級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が 1 級の方 など
所得金額から 26 万円が控除されます	所得金額から 30 万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除 23 万円が加算されます。

ウ 窓口……市課税課市民税二担当 (☎ 0834-22-8273) 又は各総合支所

(3) 相続税の障害者控除

ア 対象者……相続又は遺贈により財産を取得した者が障害のある者 (85 歳未満) である場合、次の控除が受けられます。

イ 内容

一 般 障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。

ウ 窓口……………徳山税務署（☎ 0834-21-1010）

2 税金の非課税

(1)市県民税の非課税

ア 対象者……………心身障害者の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………市課税課市民税二担当（☎ 0834-22-8273）又は各総合支所

(2)個人事業税の非課税

ア 対象者……………両眼の視力が0.06以下の方で、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・その他医業に類する事業を個人で行っている方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………山口県周南県税事務所（☎ 0834-33-6416）

(3)利子所得等の非課税（マル優）

ア 対象者……………身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人等

イ 内容

種 類	適用対象	非 課 税 限 度 額
少額預金の利子所得等	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券	左記4種類の貯蓄の元本の合計額が50万円までの利子
少額公債の利子	国債及び地方債	左記の額面の合計額が350万円までの利子

ウ 窓口……………各金融機関等

3 税金の減免

自動車税（種別割・環境性能割）及び軽自動車（種別割・環境性能割）の減免

ア 対象者……………心身障害者の方で、次の表（P.69）に該当する方

※障害者本人が運転される場合と、生計を一にする者又は常時介護する者が運転される場合では、対象範囲が異なります。

障 害 の 区 分	身 体 障 害 者 手 帳	
視 覚 障 害	1 級から 4 級まで	
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級	
平 衡 機 能 障 害	3 級	
音 声 機 能 障 害 ※	3 級（喉頭摘出者のみ※）	
上 肢 不 自 由	1 級及び 2 級	
下 肢 不 自 由 ※	1 級から 6 級まで	
体 幹 不 自 由 ※	1 級から 3 級まで及び 5 級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上 肢 機 能	1 級及び 2 級（両上肢のみ）
	移 動 機 能※	1 級から 6 級まで
心 臓 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
腎 臓 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
呼 吸 器 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
ぼうこう又は直腸機能障害	1 級及び 3 級	
小 腸 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級まで	
肝 臓 機 能 障 害	1 級から 3 級まで	
知 的 障 害 者	療育手帳 A	
精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳 1 級	

イ 減免の対象となる自動車（1 人の障害者につき 1 台に限る。）

- 1 障害者が所有（取得）する自家用自動車であって、障害者が自ら運転する車
- 2 障害者が所有（取得）する自家用自動車又は障害者と生計を一にする者が所有（取得）する自家用自動車で、もっぱら障害者の通学、通院、若しくは生業のために使用するもの。

※生計を一にする者、又は常時介護する者が運転する場合、下肢・体幹・移動機能障害（両下肢に障害があるもの）は 1 級から 3 級までが対象、音声機能障害は対象外

ウ 窓口

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）

…山口県周南県税事務所（☎ 0834-33-6414）

軽自動車税（種別割）…市課税課市民税一担当（☎ 0834-22-8271）又は各総合支所

第14章 貸付金一覧

窓口

周南市社会福祉協議会 徳山支部 (☎ 0834-31-4742) 周南市自立相談支援センター内
 新南陽支部 (☎ 0834-62-4981)
 熊毛支部 (☎ 0833-92-0027)
 鹿野支部 (☎ 0834-68-2998)

※貸付条件・利子等の詳細については、上記窓口にお問い合わせ下さい。

資金名	目 的	限 度 額	利率	償還期間
生活福祉資金	低所得世帯等に対して、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図る。	別表1（次頁）をご覧ください		
法外援護資金	〃	貸付 7万円以内	無	14月以内
		交付 15,000円以内	無	—
生活安定対策資金	〃	更生援護 20万円以内	3%	6.5年以内 (6月)
		療養資金 5万円以内	無	1年以内
		老人医療 2万円以内	無	1年以内
災害援護緊急資金	災害により住居又は生活必需品たる家財に被害を受けた者で、住居の補修、生活必需品を取得する資金を他に求めることができない人に対して、災害援護緊急資金を貸付け、もって自立更生の援護を図る。	住居補修 50万円以内	3%	7年以内 (3年)
		生活必需品取得 10万円以内	無	4年以内 (1年)
高額療養費	高額療養費の支払のため生活が困難な人に対して、貸付資金の範囲内で高額療養費を貸し付けることにより、その世帯内の安定を図る。	高額療養費相当額	無	—
高額介護サービス費等貸付資金	高額介護サービス費等の支払いが困難な人に対し、貸付資金の範囲内で、高額介護サービス費等を貸し付けることにより、その世帯内の安定を図る。	高額介護サービス費相当額	無	—

() 内は据置期間

別表1 貸付金額の限度額

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	備 考	
総合支援資金	生 活 支 援 費	単身世帯： 月額 150,000 円 以内 2人以上： 月額 200,000 円以内 ※原則として 3 か月(条件を 満たせば最長 12 か月)	最終貸付日から 6 か月以内	措置期間経過後 10 年以内		
	住 宅 入 居 費	400,000 円 以内				
	一時生活再建費	600,000 円 以内	貸付日(生活支援費 と合わせて貸付け ている場合は、生活 支援費の最終貸付 日)から 6 か月以内			
教育支援資金	教 育 支 援 費	高校 月額 35,000 円 以内	卒業後 6 か月以内	措置期間経過後 20 年以内		
		高等専門学校 月額 60,000 円 以内				
		短大・専修専門学校 月額 60,000 円 以内				
		大学 月額 65,000 円 以内				
	就 学 支 度 費	500,000 円 以内				
福 祉 費	生業を営むために 必 要 な 経 費	4,600,000 円 以内	貸付日から 6 か月以内	20 年以内		
	技能習得必要経費等	(習得期間) 6 か月程度 1,300,000 円		8 年以内		
		1 年程度 2,200,000 円				
		2 年程度 4,000,000 円				
		3 年程度 5,800,000 円				
	住宅の増改築、補修等	2,500,000 円		7 年以内		
	福祉用具等購入	1,700,000 円		8 年以内		
	障害者用自動車購入	2,500,000 円		8 年以内		
	中国残留邦人等 国民年金追納費用	5,136,000 円		10 年以内		
	療 養 費	療養期間が 1 年以内の場合 1,700,000 円 以内		5 年以内		期間が 1 年を超え 1 年 6 か月以内の 場合で世帯自立の ため特に必要と認 められる場合 2,300,000 円以内
	介 護 等 費	介護サービス又は障害福祉 サービス等の受給期間が 1 年以内の場合 1,700,000 円 以内		5 年以内		同上
	災害による臨時経費	1,500,000 円		7 年以内		
	冠婚葬祭必要経費	500,000 円		3 年以内		
	住居移転・給排水 設置経費等	500,000 円		3 年以内		
	就職・技能習得等	500,000 円		3 年以内		
	その他日常生活経 費(一時的)	500,000 円		3 年以内		
緊急小口資金	医療又は介護費の 支払等の臨時生活費 その他	100,000 円以内	貸付日から 2 か月以内	措置期間経過後 12 か月以内		

(注) 総合支援資金及び緊急小口資金については、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。

第 15 章 難病患者福祉

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 25 年 4 月に施行され、障害者の範囲に「難病等の方」が新たに加われました。対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等を利用することができます。

令和 7 年 4 月 1 日現在、障害者総合支援法の対象となる難病等は 376 疾病です。

1 障害者総合支援法における難病とは

- (1) 治療方法が確立していない
- (2) 疾病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている
- (3) 長期間の療養を必要とし、単に経済的な問題のみならず、治療にあたり患者本人の精神的にも負担が重く、また、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重いなど、当該疾病の患者が日常生活または社会生活を営むための支援が特に必要なもの

2 障害者総合支援法の対象範囲

難病等（P. 73～P. 77 をご確認ください）の患者で、介護保険法、老人福祉法及び身体障害者福祉法など他の施策の対象とならない方

3 医療費の助成

「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、支給認定を受けた方には、医療費の一部が助成されます。医療費助成の対象難病等、詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ・申請窓口……山口県周南健康福祉センター 精神・難病班(☎ 0834-33-6423)

4 障害福祉サービス等の給付

下記のページをご確認ください。

○障害福祉サービス…P. 15～P. 25

○地域生活支援事業…P. 26～P. 30

○補装具・日常生活用具（住宅改修を含む）…P. 35～P. 36

障害者総合支援法の対象疾病一覧表（令和7年4月1日現在）

1	アイカルディ症候群	39	エマヌエル症候群
2	アイザックス症候群	40	MECP2 重複症候群
3	IgA 腎症	41	LMNB1 関連大脳白質脳症
4	IgG4 関連疾患	42	遠位型ミオパチー
5	亜急性硬化性全脳炎	43	円錐角膜
6	アジソン病	44	黄色靱帯骨化症
7	アッシャー症候群	45	黄斑ジストロフィー
8	アトピー性脊髄炎	46	大田原症候群
9	アペール症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群
10	アミロイドーシス	48	オスラー病
11	アラジール症候群	49	カーニー複合
12	アルポート症候群	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
13	アレキサンダー病	51	潰瘍性大腸炎
14	アンジェルマン症候群	52	下垂体前葉機能低下症
15	アントレー・ビクスラー症候群	53	家族性地中海熱
16	イソ吉草酸血症	54	家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ接合体）
17	一次性ネフローゼ症候群	55	家族性良性慢性天疱瘡
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	56	カナバン病
19	1p36 欠失症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	58	歌舞伎症候群
21	遺伝性ジストニア	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	60	カルニチン回路異常症
23	遺伝性腭炎	61	加齢黄斑変性
24	遺伝性鉄芽球性貧血	62	肝型糖原病
25	ウィーバー症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
26	ウィリアムズ症候群	64	環状20番染色体症候群
27	ウィルソン病	65	関節リウマチ
28	ウエスト症候群	66	完全大血管転位症
29	ウェルナー症候群	67	眼皮膚白皮症
30	ウォルフラム症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症
31	ウルリッヒ病	69	ギャロウェイ・モフト症候群
32	HTRA1 関連脳小血管病	70	急性壊死性脳症
33	HTLV-1 関連脊髄症	71	急性網膜壊死
34	ATR-X 症候群	72	球脊髄性筋萎縮症
35	ADH 分泌異常症	73	急速進行性糸球体腎炎
36	エーラス・ダンロス症候群	74	強直性脊椎炎
37	エプスタイン症候群	75	巨細胞性動脈炎
38	エプスタイン病	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）

77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	116	高チロシン血症 2 型
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	117	高チロシン血症 3 型
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	118	後天性赤芽球癆
80	筋萎縮性側索硬化症	119	広範脊柱管狭窄症
81	筋型糖原病	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
82	筋ジストロフィー	121	抗リン脂質抗体症候群
83	クッシング病	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
84	クリオピリン関連周期熱症候群	123	コケイン症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	124	コストロ症候群
86	クルーゾン症候群	125	骨形成不全症
87	グルコーストランスポーター 1 欠損症	126	骨髄異形成症候群
88	グルタル酸血症 1 型	127	骨髄線維症
89	グルタル酸血症 2 型	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
90	クロウ・深瀬症候群	129	5p 欠失症候群
91	クローン病	130	コフィン・シリス症候群
92	クロンカイト・カナダ症候群	131	コフィン・ローリー症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	132	混合性結合組織病
94	結節性硬化症	133	鰓耳腎症候群
95	結節性多発動脈炎	134	再生不良性貧血
96	血栓性血小板減少性紫斑病	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
97	限局性皮質異形成	136	再発性多発軟骨炎
98	原発性肝外門脈閉塞症	137	左心低形成症候群
99	原発性局所多汗症	138	サルコイドーシス
100	原発性硬化性胆管炎	139	三尖弁閉鎖症
101	原発性高脂血症	140	三頭酵素欠損症
102	原発性側索硬化症	141	CFC 症候群
103	原発性胆汁性胆管炎	142	シェーグレン症候群
104	原発性免疫不全症候群	143	色素性乾皮症
105	顕微鏡の大腸炎	144	自己貪食空胞性ミオパチー
106	顕微鏡的多発血管炎	145	自己免疫性肝炎
107	高 IgD 症候群	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
108	好酸球性消化管疾患	147	自己免疫性溶血性貧血
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	148	四肢形成不全
110	好酸球性副鼻腔炎	149	シトステロール血症
111	抗糸球体基底膜腎炎	150	シトリン欠損症
112	後縦靱帯骨化症	151	紫斑病性腎炎
113	甲状腺ホルモン不応症	152	脂肪萎縮症
114	拘束型心筋症	153	若年性特発性関節炎
115	高チロシン血症 1 型	154	若年性肺気腫

155	シャルコー・マリー・トゥース病	194	先天性魚鱗癬
156	重症筋無力症	195	先天性筋無力症候群
157	修正大血管転位症	196	先天性グリコシルトランスフェラーゼ欠損症
158	出血性線溶異常症	197	先天性三尖弁狭窄症
159	ジュベール症候群関連疾患	198	先天性腎性尿崩症
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	199	先天性赤血球形成異常性貧血
161	神経細胞移動異常症	200	先天性僧帽弁狭窄症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	201	先天性大脳白質形成不全症
163	神経線維腫症	202	先天性肺静脈狭窄症
164	神経有棘赤血球症	203	先天性風疹症候群
165	進行性核上性麻痺	204	先天性副腎低形成症
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	205	先天性副腎皮質酵素欠損症
167	進行性骨化性線維異形成症	206	先天性ミオパチー
168	進行性多巣性白質脳症	207	先天性無痛無汗症
169	進行性白質脳症	208	先天性葉酸吸収不全
170	進行性ミオクロームスてんかん	209	前頭側頭葉変性症
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	211	早期ミオクロニー脳症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症	212	総動脈幹遺残症
174	スタージ・ウェーバー症候群	213	総排泄腔遺残
175	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	214	総排泄腔外反症
176	スミス・マギニス症候群	215	ソトス症候群
177	スモン	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
178	脆弱 X 症候群	217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患	218	大脳皮質基底核変性症
180	成人発症スチル病	219	大理石骨病
181	成長ホルモン分泌亢進症	220	ダウン症候群
182	脊髄空洞症	221	高安動脈炎
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	222	多系統萎縮症
184	脊髄髄膜瘤	223	タナトフォリック骨異形成症
185	脊髄性筋萎縮症	224	多発血管炎性肉芽腫症
186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
187	前眼部形成異常	226	多発性軟骨性外骨腫症
188	全身性エリテマトーデス	227	多発性嚢胞腎
189	全身性強皮症	228	多脾症候群
190	先天異常症候群	229	タンジール病
191	先天性横隔膜ヘルニア	230	単心室症
192	先天性核上性球麻痺	231	弾性線維性仮性黄色腫
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	232	短腸症候群

233	胆道閉鎖症	272	パーキンソン病
234	遅発性内リンパ水腫	273	バージャー病
235	チャージ症候群	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	275	肺動脈性肺高血圧症
237	中毒性表皮壊死症	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
238	腸管神経節細胞僅少症	277	肺胞低換気症候群
239	TRPV4 異常症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
240	TSH 分泌亢進症	279	バッド・キアリ症候群
241	TNF 受容体関連周期性症候群	280	ハンチントン病
242	低ホスファターゼ症	281	汎発性特発性骨増殖症
243	天疱瘡	282	PCDH19 関連症候群
244	特発性拡張型心筋症	283	PURA 関連神経発達異常症
245	特発性間質性肺炎	284	非ケトーシス型高グリシン血症
246	特発性基底核石灰化症	285	肥厚性皮膚骨膜炎
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
248	特発性後天性全身性無汗症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
249	特発性大腿骨頭壊死症	288	肥大型心筋症
250	特発性多中心性キャッスルマン病	289	左肺動脈右肺動脈起始症
251	特発性門脈圧亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
252	特発性両側性感音難聴	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
253	突発性難聴	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
254	ドラベ症候群	293	非典型溶血性尿毒症症候群
255	中條・西村症候群	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
256	那須・ハコラ病	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
257	軟骨無形成症	296	びまん性汎細気管支炎
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	297	肥満低換気症候群
259	22q11.2 欠失症候群	298	表皮水疱症
260	乳児発症 STING 関連血管炎	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
261	乳幼児肝巨大血管腫	300	VATER 症候群
262	尿素サイクル異常症	301	ファイファー症候群
263	ヌーナン症候群	302	ファロー四徴症
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症	303	ファンコニ貧血
265	ネフロン癆	304	封入体筋炎
266	脳クレアチン欠乏症候群	305	フェニルケトン尿症
267	脳腱黄色腫症	306	フォンタン術後症候群
268	脳内鉄沈着神経変性症	307	複合カルボキシラーゼ欠損症
269	脳表ヘモジゲリン沈着症	308	副甲状腺機能低下症
270	膿疱性乾癬	309	副腎白質ジストロフィー
271	嚢胞性線維症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症

311	ブラウ症候群	350	網膜色素変性症
312	プラダー・ウィリ症候群	351	もやもや病
313	プリオン病	352	モワット・ウイルソン症候群
314	プロピオン酸血症	353	薬剤性過敏症症候群
315	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	354	ヤング・シンプソン症候群
316	閉塞性細気管支炎	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
317	β -ケトチオラーゼ欠損症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
318	ベーチェット病	357	4p 欠失症候群
319	ベスレムミオパチー	358	ライソゾーム病
320	ヘパリン起因性血小板減少症	359	ラスムッセン脳炎
321	ヘモクロマトーシス	360	ランゲルハンス細胞組織球症
322	ペリー症	361	ランドウ・クレフナー症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症	362	リジン尿性蛋白不耐症
324	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
325	片側巨脳症	364	両大血管右室起始症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	366	リンパ脈管筋腫症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
329	ホモシスチン尿症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
330	ポルフィリン症	369	レーベル遺伝性視神経症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	372	レット症候群
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	373	レノックス・ガストー症候群
335	慢性再発性多発性骨髄炎	374	ロウ症候群
336	慢性腭炎	375	ロスムンド・トムソン症候群
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
338	ミオクロニー欠伸てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無 β リポタンパク血症		
344	メープルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症		
349	メンケス病		

第16章 小児慢性特定疾病福祉

1 小児慢性特定疾病とは

以下の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

- (1) 慢性に経過する疾病であること
- (2) 生命を長期に脅かす疾病であること
- (3) 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- (4) 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

2 対象となる疾患群

- | | | | |
|-----------------------|----------|------------|-------------|
| 1. 悪性新生物 | 2. 慢性腎疾患 | 3. 慢性呼吸器疾患 | 4. 慢性心疾患 |
| 5. 内分泌疾患 | 6. 膠原病 | 7. 糖尿病 | 8. 先天性代謝異常 |
| 9. 血液疾患 | 10. 免疫疾患 | 11. 神経・筋疾患 | 12. 慢性消化器疾患 |
| 13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 14. 皮膚疾患 | 15. 骨系統疾患 | |
| 16. 脈管系疾患 | | | |

3 医療費の助成

小児慢性特定疾病医療費助成制度により支給認定を受けた方には、医療費の一部が助成されます。
詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ・申請窓口……山口県周南健康福祉センター 精神・難病班 (☎ 0834-33-6423)

4 日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、日常での生活を容易にするため、別表の日常生活用具の給付を行います。

(1) 対象者

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、給付要件を満たす方

(2) 費用徴収

小児慢性特定疾病児童が属する世帯の前年の所得税額等に応じて費用徴収があります。

(3) 相談窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所 (新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333)

別表

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等)	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子 (電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

第17章 社会参加の促進

1 障害者スポーツ大会

障害者のスポーツへの参加を通じて、健康の増進と機能の保持、回復を図り、併せて自立意欲と社会適応性を高めようとするものです。

- ア 県大会（5月） 陸上競技、卓球、水泳、アーチェリー、フライングディスク等
 イ 全国大会（10月） 陸上競技、卓球、水泳、アーチェリー、フライングディスク等

2 障害者団体

令和7年4月1日 現在

団 体 名	代 表 者 名
周 南 市 身 体 障 害 者 団 体 連 合 会	徳 毛 裕 之
周 南 市 中 東 部 身 体 障 害 者 福 祉 会	徳 毛 裕 之
周 南 市 視 覚 障 害 者 福 祉 協 会	河 島 栄 二
周 南 市 聴 覚 障 害 者 協 会	塚 原 辰 彦
徳 山 肢 体 不 自 由 児（者）父 母 の 会	門 田 功
周 南 市 手 を つ な ぐ 育 成 会	末 廣 睦 子
周 陽 ひ ま わ り 会	重 長 朝 野
周 南 腎 友 会	有 熊 茂 樹
周南さわやか家族会（周南地区精神保健家族会）	板 村 七 重

3 ボランティア団体（社会福祉協議会登録団体）

ボランティア団体については、周南市社会福祉協議会が設置する各ボランティアセンターへ問い合わせください。

団 体 名	郵便番号	連 絡 先	電 話
周南市徳山ボランティアセンター	745-8529	周南市速玉町3-17 周南市徳山社会福祉センター内	0834-22-8721
周南市新南陽ボランティアセンター	746-0014	周南市古川町1-17 周南市新南陽総合福祉センター内	0834-62-4981
周南市熊毛ボランティアセンター	745-0663	周南市熊毛中央町3-7	0833-92-0027
周南市鹿野ボランティアセンター	745-0302	周南市大字鹿野上字サヤノ原10910 コアプラザかの内	0834-68-2998

令和 7 年 8 月発行

編 集 周南市福祉事務所 障害者支援課

発 行 周 南 市

周南市岐山通 1 丁目 1 番地

電話 (0834) 22-8387

Fax (0834) 22-8464